平成24年第1回葛城市議会定例会会議録(第2日目)

1. 開会及び散会平成24年3月12日午前10時00分開会午後 4時54分散会

3. 出席議員17名 1番 辻 村 美智子 2番 中川佳三 春木孝祐 4番 5番 朝 岡 佐一郎 覚 6番 西井 浩 7番 藤井本 8番 吉村優子 9番 阿古和彦 溝 口 幸夫 10番 11番 川辺順一 12番 赤 井 佐太郎 川 西 茂 一 13番 14番 寺 田 惣 一 下 村 正 樹 15番

18番 白 石 栄 一

西 川 弥三郎

17番 南

要

欠席議員1名 3番 岡 本 吉 司

4. 地方自治法第122条の規定により説明のため出席した者の職氏名

16番

市 長 山下和弥 市 長 杉 岡 富美雄 育 長 教 大 西 正 親 総務部長 良 則 河 合 企 画 部 長 市民生活部長 田中茂博 松浦 住 憲 都市整備部長 石 田 勝 朗 都市整備部理事 生 野 吉秀 產業観光部長 吉川正隆 保健福祉部長 吉川 光俊 教育部長 中嶋正英 上下水道部長 池田 雅直 防 会計管理者 長 岩 井 利 光 消 坂 口 徳 子

5. 職務のため出席した者の職氏名

 事 務 局 長 福 井 良 祝
 書 記 西 川 育 子

 書 記 西 川 雅 大

- 6. 会議録署名議員 5番 朝 岡 佐一郎 13番 川 西 茂 一
- 7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問順 番号	議席 番号	氏 名	質 問 事 項	質問の相手
1	1 0	溝口幸夫	施政方針について	市長
			防災対策について	市 長 担当部長
			県消防広域化について	市 長消防長
2	4	春木孝祐	歴史散策・ウォーキングロード整備事業について	市 長 担当部長
			バイオマスタウン構想に示された循環型農業 について	市 長 担当部長
3	7	藤井本浩	平成25年4月に開設予定のJA直売所(耳成 高校跡地)について	担当部長
			葛城市職員の人員管理と職員採用について	市 長 担当部長
			平成24年度から実施される、市内小中学校の8月26日、2学期始業に対する市の考え方について	市長
4	18	白 石 栄 一	都市計画マスタープランと都市再生整備計画 等について	市 長担当部長
5	9	阿古和彦	地球環境にやさしい葛城市を目指して (パート7)	市 長担当部長
			子ども若者育成支援事業について (パート6)	市 長 教育長 担当部長
			給食センターについて	市 長 教育長 担当部長
			予算と事業について	市 長 担当部長

開 会 午前10時00分

西川議長 ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、これより平成24年第1回葛 城市議会定例会第2日目の会議を行います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る3月2日の通告期限までに通告されたのは5名であります。質問者は、お手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。なお、一般質問の方法は、5名の議員全員が一問一答方式を選択されております。制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて60分といたします。また、質問回数につきましては制限はございません。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

最初に、10番、溝口幸夫君の発言を許します。一問一答方式で行われます。 10番、溝口君。

溝口議員 ただいま議長のお許しをいただきまして、私、一般質問をさせていただきます。

改めまして、おはようございます。

昨日、報道で1日中東日本の震災における犠牲者及び被災者の状況、それから現状の復興の状況等を1日中テレビで流れておりました。大変気持ちの上で重い1日でありました。改めて、犠牲者のお悔やみと、それから被災者のお見舞いを申し上げたいと思います。

ただ、その中でやはり希望といいますか、したたかな日本人というそういった気持ちを感じさせる報道が幾つかありました。その中で言われている言葉の中に、生きている幸せ、それから、生かされている責任という言葉を耳にし、私としても市民の皆さんに負託を受けて議員として今この壇上に立っているわけで、これから一般質問も自分の議員としての責任の中で行いたいと思っております。

本日行います私の一般質問は、3項目にわたって質問をさせていただきます。

1つは、施政方針、平成24年度の葛城市の施政方針全般について、市長に質問を投げかけたいと思っております。

それから、もう1点は、防災対策についてであります。

これは、この平成24年度に防災マニュアルの改訂の動きがあります。また、それらと地域 の防災組織の再構築ということについて、具体的に担当部長に質問をしたいと思います。

さらには、現在、進められております奈良県の消防広域化について、現在行われている広域化についての協議会での推進経過について、消防長にお聞きしたいと思います。

また、葛城市の考え方については、市長に質問を投げかけたいと思っております。

以下、この質問については一問一答方式で行いますので、質問席より質問を行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

西川議長 溝口君。

溝口議員 きょうは、多くの傍聴者がおられまして非常に緊張しておりまして、少しかんでる部分が ありますが、ご容赦をお願いしたいと思います。 それでは、施政方針について市長にお伺いしたいと思います。

この施政方針の説明は、去る初日にとうとうと市長の方からご説明がありました。その中で、私お聞きしたいのは、昨年の施政方針の中に起承転結という言葉を比喩されておられました。この起承転結という言葉の中に、昨年は市長就任3年目ということで、転結の転ということでいろんな施策に転換があったのかという質問を投げかけました。今年は多分、起承転結の結、要するに総括の年ということになろうかと思いますが、この総括の年に対して、諸施策の成果と課題を慎重に検証し、確固たるものにし、さらに進展させたいという、1ページ目にそのような表現をされているんですが、これら具体的に市長が思われている思いというものをお聞きしたいと思います。

西川議長 市長。

山下市長 おはようございます。溝口議員からの質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、今回、施政方針演説を行うに当たって、昨年は起承転結の転、今年は結という思いであろうということで、どのように総括をし、また、どのように前向きに進んでいこうとしているのかということをお尋ねなんだろうというふうに思っております。

ただし、各事業につきましては、これはいろんなことにつきまして、4年間で完結をする ものではなく、継続をしてやっていかなければならないということもあることは十分に承知 をしてのご質問だと思いますけれども、ただ、与えられている任期というものが4年という ことで、一応この4年間の総括をせよというお話で、その緒の考え方を述べよということだ ろうというふうに思っております。

葛城市は、8年前に合併をして今年9年目を迎えるわけでございますけれども、合併特例 債、新市建設計画を使ってさまざまな事業を推進していこうということで、諸先輩方が合併 という大きな選択をしていただき、いろんな議論が巻き起こった中で合併という選択をされ ました。その中で、新市建設計画というものを決めていただきながら、その遂行をしていこ うということで、合併特例債を使いながらその事業の推進を図っていこうということでござ いまして、私が市長に就任をいたしました平成20年10月30日の時点では、もう半ばに差しか かっておりましたけれども、さまざまな事業が計画の半ばであったろうというふうに思って おります。

たとえるならば、新クリーンセンターの建設、尺土駅前の開発、また、各小・中学校の耐震化、大規模改造、それに加えて子どもたちがいる幼稚園や保育所の問題であるとか、また、農業、商業者が集う、新道の駅というのは後でつけ加えさせていただいたり、学校給食センターというのは後でつけ加えさせていただきましたけれども、葛城市が今後10年間、20年間発展をしていくに必要であろうと思われる事業の計画、また、それの立案、遂行に当たってしっかりとその方向を定めていくべき年限であったろうというふうに私は考えております。

昨年、新市建設計画の見直しをお願いし、学校給食センターの建てかえであるとか、幼稚園の建てかえ等、議会の皆様に認めていただきながら、これを新市建設計画の中に組み込んで、これだけの事業をやっていきますという方針を示させていただき、それを推進していく上で予算計上が始まり出したのが平成23年度、平成24年度であろうというふうに思っており

ます。これが継続をして事業にかかってまいりますけれども、住民の皆さんからお預かりを した大事な税金を無駄なく、また、有効活用できるように使っていくために、その方向を示 させていただいた、葛城市の今後10年間、20年間の方向を示させていただいたという上で、 4年間の中ではその総括をする年になるんじゃないかなというふうに考えております。 以上でございます。

西川議長 溝口君。

溝口議員 今、答弁をいただきまして、確かに葛城市にとってここ近年、この合併後の新市建設計画 の完遂に向けて市長を始め、各職員努力されている。そしてまた、議会においては慎重審議 をしながら検討を重ねているという状況であります。

ここで、要するに総括の年ということで、残念ながら現在葛城市においては、ほとんどの この新市建設計画の大きな事業を手がけ始めたという状況であります。そういった中にやは り総括という年のイメージではなく、これから発進を加速させるというような状況ではなか ろうかと思います。

どうぞ今言われた答弁の中で、平成24年度において確実に実行できるスケジューリング及 び企画立案をきちっとしたものにやっていただきたいと思います。

次に、国と地方の関係の変化、敏感にとらまえられていると思います。表現もされております。この中で地域のことは地域で決めるという言葉を使われております。これは、国もそういった地方分権及び地方分権一括法等々で、事務事業等の各市町村への移譲といいますか、こういう状況になってきておりますが、地域のことは地域で決めるという、要するに事業の企画立案、これらを僕は指しているわけではなくて、地域のことは地域で決めるという国の方針に伴って、葛城市はその対応としてきちっとした準備を進めているのかどうか、これについてお聞きしたいと思います。

西川議長 市長。

山下市長 割と漠然として聞かれるので、どの程度、どのあたりを答えればいいのかなというふうに思います。ただ、国の方から昨年、権限移譲、義務づけ、枠づけも含めてかなりの部分を国が持っておった義務であったり、権利であったり、また、県が持っておるものを市町村に権限を移譲しようという話があって、法律がとおりという情報をいち早く手に入れましたので、担当部署の方に言いまして、これはきちっと国の方からどれだけの権限が市町村に移譲され、仕事量がふえてくるかわからないから、きちっと国・県に尋ねて相談していきなさいよという話をしておるんですけれども、ただし、県の方もどれだけの事業がふえていくのかまだ全体を把握し切れていない状況だというふうに聞いております。

我々としては、県が持っておる権限を市がやらなければならない、簡単に言うと県がやっている仕事を市がやるというふうになれば、人的な分も当然県の方から支援していただけるのかというふうに尋ねれば、その分の補充・補完というのはありませんよということでございますので、どういう形で効率よくそれをこなしていけるのかということも考えていかなければならないなというふうに思っております。

あと、概念としてというか、自分たちの地域のことは自分たちが考えていくということの

考え方として私が思っているのは、葛城市は交付税の交付団体であります。財政力がそれほど強くないというか、やはり国の地方交付税に頼らざるを得ない団体であることは間違いありません。

今後も企業数がふえ、人口がふえ、それが不交付団体になるという可能性は限りなく低いであろうというふうにも思っております。しかしながら、交付税というものを自分たちの財源というふうに読みかえて考えるのであれば、やはり自分たちに与えられている税収であったりとか地方交付税、それを十分に活用していきながら住民の皆さん方にいかなるサービスを提供し得るのか、それをしっかりと検討し、また、さらに葛城市に企業の誘致であったり、葛城市で起業したい、また、葛城市に住んでいきたい、また、葛城市に観光客として行きたいという方々をふやしていく施策、方策というものを考え、そして、それを将来の税収であったりとか、また、住民の皆さんが起業されたところに対する収入をふやしていくという方策をしっかりと行政もお手伝いをさせていただきながら考えていく、そしてそのことが10年後、20年後にできるだけ交付税等に頼らなくて済むような形ではね返ってくるような方策を模索していくべきであろうと。当然、頼らなければならないというのはあるんですけれども、できるだけ少なくしていきたい、そのようなイメージを持っております。

まだ具体的にこれです、これですという形ではお示しはできませんけれども、やはり自分たちの地域の方針であったり、地域の活性化、そういう方向性については自分たちで考え、 住民の皆さんとともに取り組めるようなまちづくりを目指していきたいというふうに考えております。

西川議長 溝口君。

溝口議員 これ、確かに漠然とした質問を投げかけており、今投げかけているのは施政方針の前段の市長の考え方をお聞きしているわけですが、次に、政府の予算編成閣議決定の中で少なくとも表現されている分を比喩されて、そこにある危機、また新たな危機という文章を使われているわけですが、じゃ、我が葛城市においてこれらの影響するもの、これらをどのようにお考えなのか、お聞きしたい。

できるだけ簡単に時間がありませんので、簡単にご説明していただきたいと思います。

西川議長 市長。

山下市長できるだけ簡単にということで、そこにある危機ということでございます。

欧州の経済危機に起因され、世界全体が冷え込み、経済的な状況が芳しくなくなってきたというものがまず1つ目の危機であろうというふうに思っております。それに含めて、先ほど冒頭でごあいさつをされました3.11によりまして、まず、防災、自然災害等、そういうものもそこにある危機だというふうに思っておりますし、葛城市としての危機、それを受ける影響ということでございますけれども、震災復興のために国の資金がかなり東北にいくということで、先ほど冒頭でも挙げましたように、幾つかの事業を計画しておりますけれども、例えば、新クリーンセンターの建設に関して満額回答をいただけないと、当初、予定をしておった交付金を全額いただけない、3分の1の交付金がいただける事業ですけれども、それがそのさらに3分の1、簡単に言うと9分の1になってしまったとかですね、その事業が計

画どおりに進まないという部分も影響を受けているというふうに思っております。

こういうことに関しましては、しっかりと国の方に陳情に行きながら予算確保していけるように努力をし、また、事業遂行については議会初め、住民の皆さんにこういう状況で進んでいるということを情報開示をさせていただきながら、理解を得た上で、遅延するならば遅延するという形で進めていきたいなというふうに考えております。

西川議長 溝口君。

溝口議員 ただいまのそこにある危機、新たな危機ということで市長の葛城市への影響ということをお聞きしました。今、市長の言われたヨーロッパにおける経済危機、日本における震災、それから、自然災害等々の状況において要するに国の施策、市町村への交付金のあり方の変化を感じられているということであります。

その前に、そこにある危機ということで、2つ危機をお聞きしたんですが、実は、市長は多分同じ思いだと思うんですが、日本におけるそこにある危機というのは、これ、ずっと危機を感じてきている国の運営母体、それから、市町村の運営母体も感じられているものがあります。それは、少子化、高齢化、これらは少なくとも人口の形態の変化ですが、その前にある危機というのは人口が非常に少なくなっていく日本、今現在、大体1億5,000万人ぐらいと言われていますが、25年、50年先にはこれが半減するというふうに言われている。ということは、国が成り立っていくのかどうかという、そういった危機であります。

市長はこの施政方針の中に、個々に時間もありませんので例を挙げませんが、非常に私が 関心を持っている、非常に共感を持っている部分、それは子育て及び若者の支援というもの が今回の施政方針及び予算の中で新規事業としてたくさん出てきている。これらが私は市長 の同じ思いだと思うそこにある危機、日本が今、これから50年近くの間に直面する人口の減 りという大きな国の形態を危惧する問題だというふうに思います。このあたりはまたぜひと も議論を交わしたいと思いますので、きょうの質問の中ではここでとどめたいと思います。

それから、もう一つは、この前段の部分で新市建設計画の本格的実施ということが先ほども述べられました。これ、計画期間内に本当に着実に効率的実施ができるのかどうか、この見通しについて、市長は現在、どう思われているのかをお聞きしたいと思います。

西川議長 市長。

山下市長 新市建設計画の遂行についてでございます。本年10月1日に9年目を迎える我が市でございますけれども、新市建設計画は10カ年の中でおさめなさいよということで今遂行しております。

先ほど申し上げましたように、震災によりましてかなり交付金、補助金が絞られてきている部分があります。その部分でクリーンセンターにつきましては、環境省にいって自分たちのところで絞り込んでしまって延期せざるを得なくなった部分というのは、確実に年を追って延期はさせていただくという言質もいただいております。

しかし、そこに新市建設計画の裏づけとなる合併特例債の使用ということでございますけれども、このことにつきましては、今のところ10カ年で計画が終わりやというふうに言われています。ただ、昨年からこれは与党の民主党、野党の自民党、公明党、共産党、その他も

全部合意をして、被災地につきましては10年間の延長、被災地以外のところにつきましても5年間の延長ということを議案として提出をされていまして、今のところ予算委員会が開かれていまして、総務委員会の中で議論されるべき内容でございますので、まだ審議されていないと、審議されればすぐにこれが上がって法律として成立をするというふうに聞いております。各党とも反対はないというふうに聞いておりますので、一日も早くこの5年間の延長ということを決めていただければ、確実に新市建設計画合併特例債の適用の事業として遂行できるというふうに思っております。

そうでなければ、先ほど言いましたように、クリーンセンターの建設であっても確実な交付金が入ってこないという部分で心配なところはございます。これもまた、皆さんにご相談させていただきながら進めていきたいというふうに思っております。

西川議長 溝口君。

溝口議員 この4つの項目についてが、施政方針前段の市長の考え方、見通し及び洞察力といいますか、そういったものをお聞きしたわけです。

個々に今、具体的には施政方針の資料を参考に質問したいんですが、今言われたこの新市 建設計画、要するに葛城市の将来を決めていくといいますか、将来を見通すために必要なイ ンフラ整備といいますか、非常に夢ある事業を展開しているわけですから、ぜひとも完遂を しようということで皆頑張っているわけですが、政府においてそのような動きがあるという ことですので、ぜひとも、これは私も含め、県及び国関係者にこういった延長の希望を強く 申し出し、そして、実現ができるものになっていくよう努力したいと思います。

少なくとも今想像するに、あと、残るところの3年では非常にしんどい見通しではないかというふうに思います。

それでは、残りもう半分になりましたので、具体的に何件かこの施政方針の中でお聞きしたい部分がありましたが、はしょってお聞きしたいと思います。

まず1つは、この葛城市の歴史文化を守るために非常に疎外視しなければいけないといいますか、要するに疎外視といいますか、もう除去しなければいけない部分というのが、この6ページに載っています、不法投棄及び産業廃棄物の規制に関する行政の指導、このあたり今後やはり力を入れていかなければいけないんではないか。やはり、住みやすいまちづくりのためには環境整備、環境整備というのは起こってしまってからではなかなか整備ができないわけですから、ぜひともそういった努力をしていただきたいと思います。

次に、これは私の方の意見ですのでお聞きしていただきたいと思います。これについて1つ1つ聞きますと大変ですので、これらはまた予算委員会等でお聞きしたいと思います。

それともう一つは、国道165号線の大和高田バイパス4工区について、少なくとも早期事業推進を国交省に意見を述べていこうという思いを示されていますが、この点はどのように今考えをお持ちなのか、簡単に。

西川議長 市長。

山下市長 国道165号線のバイパスの件でございますね。このことにつきましては、過去何カ年か凍 結になっておって、新年度予算におきましても国の方からゼロから1億円の間でということ

で示されております。現地の方では何度か説明会も開かせていただき、どのように進んでいくのかということになっております。いつの段階で具体的になっていくのか、これは国の方としっかりと相談をしていかないといけませんし、国の方針としてはまず、京奈和自動車であるとか、そういう計画が進み、最後まで遂行していかなければならないところに目が向いておりますので、なかなか新たに葛城市の165号バイパスであるとか、そこを中心にという体力が今のところないんだというふうに、今年も奈良国道工事事務所長のところに行ったときにおっしゃっておられました。

まず、葛城市としては継続的に165号バイパスのことについて国に陳情して、できるだけ早い段階でこれの遂行をお願いしていくということしかなかろうというふうに思っておりますけれども、地元の方々の話、要望というのをしっかりと聞かせていただきながら、このことについて努力をしてまいりたいというふうに思っております。

西川議長 溝口君。

溝口議員 これ、問答をやっていると時間ありませんので、もう一問一答だけで行いたいと思います。 それから、もう1点は、今回、国の法律が障がい者に対する対応を非常に法的に保護して きているというふうに思いますが、葛城市の市民皆さんの窓口にこういった障がい者対応の、 相談員はこの平成24年度に設置しようという思いであろうと思いますが、要するに葛城市の 市役所に来られた障がい者に対する対応者についてはどのようにお考えなのか。

これも法律上は置きなさいとなっているはずなんですが、この対応者については今後どのようにお考えなのかをお聞きしたい。

西川議長 市長。

山下市長 障がい者のという形で漠然としておりますけれども、この児童に対する障害のサービスに つきましては、施政方針の中でもお示しをさせていただいたように、障がい者自立支援法か ら児童福祉法に基づくサービスに変わりました。また、国からの権限移譲により市町村が身 体障害者及び知的障害者の相談員を設置することとなってございます。このような形、制度 自体がもうくるくる変わってまいりますので、どういう形で受け入れをさせていただければ いいのかということは、葛城市のテーマになっておるというふうに思っております。

これは、ちょっと簡単な例というかお話をさせていただきますと、葛城市は10カ月健診、1歳6カ月健診、3歳6カ月健診とか、いろんな健診にお母さん方、子どもを連れて来ていただきます。大体受診率としてては九六、七%とか、3歳6カ月健診でも90%は超えていますけれども、その中で年間330人から50人ぐらいの子どもが生まれますけれども、障がいを持っているか、もしくは、障がいの可能性がありますよという形でお声かけをさせていただく人が、そのうちの1割、約35人ほどいらっしゃいます。この数字は結構多い数字だと思います。

その方々に対して、臨床心理士、また発達相談員、そういう方々によって相談を受けさせていただきながら、それを的確に保育所なり、幼稚園なり、小学校、中学校と引き続いてやっていけるように葛城市のチームというか、いろんな各課横断的に対応させていただきながら相談に乗らせていただくという体制が、これはもう人的な考え方ですね、させていただい

ているというふうに思っております。小学校、中学校に上がっていけば、ふたかみ教室とか、 そういう教室もございますし、いろいろと受け入れができるようにさせていただいておるつ もりでございます。

ただ、これで事足りるのかといえば、そうではないかもしれませんけれども、できるだけ 子どもたちもそうですし、障がいを持った子どもを持つ親の心のケアであるとか、ご相談に も乗れるように、これからも引き続き努力をしていきたいし、統一的に窓口というものはま だ設置はできておりませんけれども、トータルの相談ができる窓口設置に向けてこれからも 努力をして、皆さんの心の負担をなくしていけるように、また、的確なご相談に乗れる体制 をとっていけるようにしていきたいというふうに思っております。

西川議長 溝口君。

溝口議員 ぜひとも、こういった障がい者対応については早期な対応をお願いしたいと思います。

時間もだいぶ過ぎていまして、これから申し上げるのは、1つはもう質問というよりも施 政方針の中で気づいたことを少し述べて、この施政方針に関する市長に対する質問は終わり たいと思います。

1つは、子育て支援及び若者支援、それから、そういった将来に投資をするという施策について非常に今、力を入れていただいてきているというふうに感じます。ぜひとも、こういった点は、先ほど言いましたそこにある危機というものと同じ感覚で取り組んでいただきたいと思います。

それと、もう1点は、やはり国と地方の関係がこのような状況になってきますと、人材の 育成というものが大変大事になってくると思います。ぜひとも、市役所で務めておられる職 員皆さんの能力を十分に発揮できるようなシステムづくり及び活用をお願いしたいと思いま す。

それから、もう1点は、もっとお聞きしたいんですが、時間の都合上お聞きする時間がありませんので、これら予算委員会にてまたいろいろと議論をしたいと思いますが、私、この施政方針全般に感じることを述べて終わりたいと思います。

1つは、施政方針の中でほとんどがトーンが一緒に聞こえる。ということは、強調部分という、要するに山下市政の特徴、葛城市をこのようにつくり上げていこう、そういったものというのが強調される部分というのが非常に目立たない施政方針だったかなというふうに思います。

そういった点で、やはり人材育成活用という職員に対する大きな動力、これらスパイラルアップするような施策とか、それから、施設の統廃合、これは葛城市全く議論の机上に出てこない部分ですが、ある議員さんは一般質問でされております。こういったスクラップ・アンド・ビルド、要するに新たな葛城市を構築するために施設の統廃合というのは避けて通れないものだと私は思いますが、こういった点とか。

それから、葛城市に住み始めてよかったとか、住んでよかったというような感性的な訴えを市長はされているんですが、それが実感としてわく政策、要するに子育て支援とか、こんにちは赤ちゃん制度とか、いろんな細かい施策を統合したビジョンというものを打ち出して

はどうかなというふうに思います。

ぜひとも、もう一つ大きな財産である観光資源、歴史、文化、これに力を入れ始められておりますが、ぜひとも地域ブランドというやつね、要するに手段で地域ブランドというのをつくって、目的化しないようにしながらぜひともこの葛城市の将来に向けて平成24年度を頑張っていただきたいと思います。

次に、防災対策についてですが、昨年12月に私は同じ防災対策について質問をさせていただきました。その継続なんですが、現在、やはりこの施政方針にも示されています自然災害火災等への安全性の向上に力を入れていくとなっています。個々で防災対策を見直す、この平成24年度において防災計画の見直しや、防災マップの要するに地域単位ごとにやっていこうという思いですね。これらの中身、これからかもわかりませんが、今、考えられている中身についてお示しを願いたい。これは担当部長の方にお聞きしたい。

西川議長 河合総務部長。

河合総務部長 ただいまの溝口議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

昨年は、東日本の大震災、あるいは台風12号等の大災害が発生いたしまして、防災に対する日ごろの備えが大切であると痛感をいたしたところでございまして、被害を最小限にとめるには災害発生を想定いたしまして、地域の状況をあらかじめ把握いたしまして、安全な避難などの対応を図ることが大切となるわけでございます。

平成22年度、平成23年度と校区単位によります地域防災訓練を終えたわけでございますけども、地域の皆様から実際に災害が発生した場合にあらかじめ定められた避難路、また避難所にどのように避難するのか、また、避難所の場所等は本当に安全な場所なのか等々いろいろご意見をいただいているところでございます。

本市におけます1つの取り組みといたしましてでございますけども、新庄庁舎を含めまして11の公共施設におきまして、消防防災計画に基づきます自衛の消防訓練を実施いたしたところでございます。訓練では、火災の発生時におけます通報、連絡、また、施設を利用される皆様の安全な避難や消火設備、警報設備、避難設備といった消防用設備等の取扱いの訓練を実施いたしまして、火災等の災害発生時におけます対応、また、活動を実践いたしまして、市職員としての消防の防災意識の向上を図ったところでございます。

これにつきまして、平成24年度におきましては、地域の皆様がお考えの危険箇所、また、 避難路、避難場所等につきまして、各大字に担当職員を割り当て、職員が大字に出向きまし て、地域の皆様から過去の災害事例等の情報やご意見をいただきながら、一時避難所である 公民館が適当であるか、また、適当でない場合には公民館にかわる避難所の検討も行いなが ら、市の防災会議に諮りまして、地域防災計画、あるいは防災マップ等に反映できるように 有識者のご意見もちょうだいいたしながら検討してまいりたいと考えておるところでござい ます。

以上でございます。

西川議長 溝口君。

溝口議員 これは、昨年に引き続き同じ質問をさせていただいているんですが、今年、平成24年度に

防災マップ等の改訂を進めるということであります。その中で地域単位ごとに見直しをかけるという、これは非常に重要なことだと思います。住民皆さんが住んでいる地域ごとに、災害があったときの避難の仕方とか、避難場所の違いとか、いろいろあるわけですから、ぜひともこの防災マップの改訂には地域単位ごとに見直すということを、ぜひともやっていただきたい。

それから、この答弁をいただいて去年の12月とほとんど変わっていませんので、私の方から要望だけを述べさせていただきたいと思います。

1つは、自主防災組織を設立して有効に市民皆さんが隣近所と力を合わせて助け合う絆づくりをやろうということも述べられています。ぜひとも、方針に沿った活動をお願いしたいと思います。

また、もう一つは、避難場所に想定されたところが耐震化強度のない建物であってはならないと思います。ぜひとも、そういったことの調査、それも進めていただきたいと思います。また、もう一つは、これも12月に同じことを言いましたが、やはり葛城市においてどういう災害が起こるか、これは想定される災害として、例えば、地質学者及び地震学者、いろんな気象学者、そういった方たちの知恵といいますか、そういったものも呼び込んで、葛城市は本当にどういった災害が想定されるのかということを具体的にまとめられるべきではないかと思います。

そういったことをぜひともお願いしたい。

それともう一つは、災害というのはこの前テレビでも特集をしていましたが、いつもやっていることしかできないということらしいです。人間はいつもやっていることしかいざというときはできないらしい、そういった動物らしい。ということは、常日ごろから災害が起きたときどうしようかという心構えをどこの場に自分がいても考える、そういった習慣づけが必要だというふうに言われています。ぜひとも、そういった考え方も市民に啓蒙していただきたいと思います。

防災についてはちょっと時間の都合上、割愛させていただきます。

次に、消防の広域化について消防長にお聞きしたいと思います。

現在、奈良市、生駒市がこの広域化協議会を脱退しましたね。こういった実は奈良県の広域化を推進する上で中核になるべき大きな自治体がこの協議会から脱退したと。この事実を受けて、この裏にあるものは何なのか、お聞きしたいと思います。

西川議長 岩井消防長。

岩井消防長 消防長の岩井でございます。

奈良市は、統合後の財政負担に見合うスケールメリットがないと、そして、統合後の運営 方法が不明確であると、そして、災害時の広域連携相互協力は十分できる。したがいまして、 脱退を申し入れられました。

生駒市におきましては、規模の拡大による利点がない、統合後の経費負担や署の配置が不 透明である、隣接する奈良市が脱退すれば広域化のメリットがないという理由でございます。

西川議長 溝口君。

溝口議員 広域化という点について、私も最近の新聞報道等で見て少し勉強をしなければいけないと思い質問をさせていただいているんですが、確かに広域化の協議会から離脱する理由というのがあると思うんですね、今言われたようなこと。これは、国の政策として30万人規模以上のところに交付金、助成金を与えるという枠が10万人から30万人ということの変更から、我々、小規模な市町村においてはそういった状況の中での広域化というものも目的の中に含まれているというふうに思います。

しかし、本当に広域化することで葛城市はメリットがあるのか。じゃ、デメリットはない のか、これを少し例を挙げていただいて簡単に説明をお願いしたいと思います。

西川議長 消防長。

岩井消防長 まず、初めの防災活動上、機能するのかというようなご心配をかけておりますが、現在 の葛城市消防本部におきましては、出動要員に十分な余裕がありません。初動対応も必要最 小限に行っております。したがいまして、広域消防になることによりまして、他の消防署からも出動が可能となり、初動体制が充実してくると思います。

次のメリット、デメリットのことでありますけども、メリットは火災や救急の出動の際、他市町との境界部分で発生した場合、一番近い署所から出動ができます。したがいまして、 1分でも早く現場到着が図れます。さらに申し上げますと、職員の人事ローテーションが容易になります。現在、消防学校の教官や防災航空隊の派遣、さらには救急救命士の養成、また、消防学校の入校など、そういうときには人員不足に職員の配置に非常に苦慮している状況であります。これも広域化によりまして、解消をされると思います。

デメリットといたしましては、人件費や役職、そして階級等のさまざまな課題が浮かび上がってくると思われます。それにつきましても、今後、広域化を進める中で1つ1つ検討して改善をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

西川議長 溝口君。

溝口議員 今、メリット、デメリット等々を説明いただきましたが、さらなる要するに分析といいますか、を重ねていただいて、推進協議会の方に臨んでいただきたいというふうに思います。

もう一つは、奈良市とか生駒市の協議会脱退の理由を報道で読みますと、要するに財政負担のあり方について危惧を感じているというふうに表現されているわけですが、財政負担の公平化とか、例えば、消防で一番大事な通信関係、これが平成28年ぐらいにデジタル化に向けて多分、電波法が改正されましたら大きな負担、持ち出しといいますか、これが各市町村にかかってくる。特に消防なんていうのは、1分1秒を争うこういう通信を駆使する部署でありますので、これらの財政負担に関する公平性の見通しとか、考え方というのは協議会の上でどのように今示されているのか、お聞きしたい。

西川議長 消防長。

岩井消防長 これから申し上げることは決定はしておりませんが、我々、現場の責任者の幹事会の計画案ということでそういう進捗状況ということでご理解をいただきたいと思います。

まず、県の補助等の状況でありますけれども、消防救急無線のデジタル化と広域化を一体

化して進めてまいります。このたびの電波法の改正によりまして、消防救急無線のデジタル 化を図るため、通信施設の整備を図らなくてはなりません。デジタル無線の整備に対しまし ては、昨年12月の国の第3次補正によりまして、11消防本部が一括して国の交付率、充当率 が70%の有利な地方債が創設されましたので、それで取りまとめて現在進行をされておりま す。

また、11消防本部がそれぞれその施設を整備しようと思いますと、概算で事業費が約95億円かかるものでありますけれども、11消防本部共同でやれば約47億円の半減ができまして、大きな財政的な削減が期待をされておるところでございます。

以上であります。

西川議長 溝口君。

溝口議員 ありがとうございました。

この消防の広域化については、非常に議会でもこれは報告案件として報告を受けている段階でありまして、非常に市民にとっては直結する市民の生命と財産を守る上で大きな課題、問題だと思うんです。これが少なくとも施政方針の中にも出てきていませんし、ましてや市民皆さんへのお知らせといいますか、現在、このように進んでいるという状況の告知とまではいかんにしても、やはり知らせるべき私は内容だと思います。

ぜひとも、広報等で決まってからのお知らせではなく、決まる前でこういったことが現在 進められているという情報を提供することが大事だというふうに思いますので、その点、市 長の方にお願いしたいと思います。

残り5分となりましたので、総括的に意見を述べて終わりたいと思います。

施政方針及び防災対策、消防の広域化、これらの質問の中で統一してお聞きしてきたのは、要するにそこにある危機、今ある新たな危機ということをテーマにしてお聞きしてまいりました。国の状況、世界の状況をやはり敏感に吸収して、小さな葛城市ではありますが、そういったことに迅速に対応するということが今後求められるんではないかというふうに私は思います。

ですから、そこにある危機、繰り返しますが、例えば少子化、人口減少、グローバル経済 情勢の影響、地球温暖化エネルギー対応、こういったこともやはり生活する上でひしひしと 市民皆さんは何らかの影響を感じるわけですから、こういったことを敏感に吸収し迅速に対 応する。そのための施策の展開をお願いしたい。

また、新たなる危機ということで、要するに自然災害に対応する防災計画、これの充実が 今後大事になってくると思うし、また、消防の広域化というのはそれをカバーする上で大き な形態の変更になろうかと思いますので、ぜひともこの防災に対する市政の考え方、これら はやはりきちっとした整理をつけた方針のもとに市民皆さんへお知らせをお願いしたいと思 います。

また、私この3月議会はやはりちょうど退職者の出るときであります。これまで頑張って こられたここにお並びの部長面々の中にも3月末で退職される方が何名かおられます。また、 市民皆さんのために一生懸命働いてこられた職員の皆さんも退職される方がおられます。ど うぞ葛城市にとって、今後とも力を注いでいただき、関心を持っていただいて、健康に気を つけられて頑張っていただきたいというメッセージを発したいと思います。

また、在職者の職員の人たちは、ぜひともこの葛城市の新市建設が成し得るための全力の力の投入を重ねてお願いして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

西川議長 これで溝口幸夫君の発言を終結いたします。

次に、4番、春木孝祐君の発言を許します。一問一答方式で行われます。 春木孝祐君。

春木議員 皆さん、おはようございます。日本共産党の春木孝祐でございます。どうかよろしくお願いをいたします。

私は、きょう2つの問題について質問をさせていただきます。

最初に、新市建設計画で当初から予定をされておりました歴史散策・ウォーキングロード 整備事業、このことについてお聞きをいたします。

そして、これは山下市長が就任されてから打ち上げられましたバイオマスタウン構想、この中に示されております循環型農業についてお聞きをしたいと思います。

具体的には質問席で行いますので、よろしくお願いいたします。

西川議長 春木君。

春木議員 それでは、歴史散策・ウォーキングロード事業についてお聞きをいたします。これは、3 点にわたって質問いたしたいと思いますので、まず最初に、本事業の目的と今日までの経過 並びに今後の構想や計画についてご説明ください。

西川議長 石田都市整備部長。

石田都市整備部長 それでは、ただいまの春木議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、ウォーキングロードの整備事業ということでございますけども、この事業につきましては、住民の心身両面にわたる健康づくりの運動の支援のため、健康づくりとともに歴史散策もできるウォーキングロードの整備を推進することを目的といたしまして、新市建設計画の健康、医療の充実の項目の中で計画された事業でございます。

しかし、その後、平成23年2月の行財政改革特別委員会におきまして、地域活性化事業の中で検討していくということで、当該事業につきましては休止されたということになっております。そのため、総合計画や都市計画マスタープランにもありますように、豊かな自然、歴史、資源を活用していくための拠点としての施設整備を行い、それぞれの資源を結びつけるための施策として今回、道の駅整備事業に関連をした都市再生整備計画において、地域生活基盤施設として現道を活用いたしまして、先ほど申し上げました歴史、自然を結ぶような散策道の道標整備、これらの計画を立てているところでございます。

以上です。

西川議長 春木君。

春木議員 ただいま、都市整備部長から簡潔なご答弁をいただきました。強調したいことは、目的は 住民の健康づくりとともに、歴史散策もできるウォーキングロード、いわゆる歩道整備であ るということでございます。

また、ご答弁に平成23年2月に行財政改革特別委員会で地域活性化事業の中で検討することとし、本事業は休止されたとのご答弁でございました。私、このときも傍聴をしておりましたが、幾つか新市建設計画にかかわっては建設計画一覧ということで資料提供がございます。答弁にもありました最初は、担当部は異なりまして、保健福祉部担当の施策として計画をされております。保健医療の充実、具体的には健康増進課が行う事業として、事業費としては当初3億円が計上されております。それが、先ほど報告があったように今度は商工業の振興施策として建設課担当の地域活性化事業、(仮称)新道の駅とも言われておりますが、この当初事業費はもともと10億円でありましたが、このときの資料では12億5,000万円となっております。

そして、先日、平成23年12月で新市建設計画の変更がありましたが、そのときには18億円を超える事業費として提案をされておりました。本来この事業は、ソフト的な面とハードの面の両面があると思うんです。ハードな道路整備費としてこの建設課に移されたと、そのように理解できると思うんですが、その後、具体的には今ご答弁にありました地域生活基盤施設として自然、歴史を結ぶような散策道の道標整備を計画しているということでありますが、しかし、もちろんこの道標整備というのは、外から来られた観光客には特になくてはならないもの、必要な整備だと思うんですが、もっと視野を広げた道路整備そのものも当然必要になってくるのではないかと思われます。

今後、より充実されたものとして展開されるようにというふうには理解をしておりますが、 こういった理解でいいのでしょうか、ご確認、ご答弁をお願いしたいと思うんです。

西川議長 都市整備部長。

石田都市整備部長 ただいまの歴史散策道の整備ということで、ソフト、ハード両面にわたっての整備をお願いするということでございますけども、今回、議会の方にもお渡しいたしました都市再生整備計画、これにおきましては、北は加守二上神社口から南の方につきましては、御所との行政界の方までこの計画を入れております。この中にあります各観光施設、こういったものを線で結びつけるというのが今現在行っている事業でございます。

できる限りの施設を結びつけて、今回計画しております道の駅を拠点といたしまして、北、南、南北それぞれ観光客、特に市外から来られた観光客の方にお示しし、わかりやすい形の中での整備ということを考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

西川議長 春木君。

春木議員 ありがとうございます。ぜひ、そのような観点で取り組んでいただきたいと思います。

2つ目の質問に移りますが、その前に本市で今まで実施されておりますソフト事業について少し紹介をしたいと思います。

先ほど申し上げました健康増進課は、既に平成18年のときに市民の協力を得て健康づくり ウォーキングマップ集というものを、こういうパンフレットを発行されております。そこで は、歩き方の問題であるとか、いろんなことを説明されているんですが、コースとしても具 体的に示されておりまして、なだらかコース、坂道てくてくコース、緑ふれあいコース、町 なみ眺望コース、チャレンジ健脚コース、こういった5つのコースを略図で示して、距離や 歩数、それを歩けば何歩歩けるか、あるいは所要時間、それからお勧めポイントといったも のが示された大変楽しいものになっております。

そしてまた、事業としてさわやかウォーキング教室、年に3回程度実施をされております。 また、市民団体であります健康づくり推進協議会は健康ウォークというイベントをなされて おります。また、万年青年歩こう会は月別コースを設定して、ほぼ毎月福祉センターを起点 に歩く会を催されているわけでございます。

また、調べてみますと歴史散策としては教育委員会の管轄であります歴史博物館がもう発足以来、少し形は変わっておりますが、毎年歴史ウォークということで、今は11月23日の休みの日を中心にやられているようですが、これを実施されております。この事業は、歴史館の職員がみずから詳しく歴史を調べて、それを参加者に現地でお話をなさるという非常にこれは県外の人にとっても魅力あるものだと思うんですけども、毎回大体30名ぐらいの参加者を得ておられます。しかし、これは会員だけの取り組みということですので、人数にやっぱり限りが出てまいります。これを大きくサポートするということで、これは魅力ある大きな事業に発展するもんではなかろうかというふうにも考えております。

本題に戻りますが、この本事業は当初、県の事業である一市一まちづくりということを組み入れて行うというふうにも説明をされました。今年度は、県の一市一まちづくりと連動して行われた、とれっくるかつらぎ、葛城市周遊キャンペーンというものが行われております。皆様も参加された方がおられるかもしれませんが、このことについての成果と今後のこういう事業の活用についてご説明をお願いいたします。

西川議長 都市整備部長。

石田都市整備部長 それでは、春木議員の2つ目の質問となってまいります、平成22年度から県の一市一まちづくりということで行われております件に関しまして、お答えをしたいと思います。 とれっくるかつらぎにつきましては、平成23年度の事業ということで実施をしております。

それでは、一市一まちづくりでございますけども、平成22年度においては観光に関する意向調査といたしまして、観光客への動向調査、また、主要な観光資源管理者の意向調査というヒヤリング調査を行っております。調査につきましては、12月4日、5日の両日、道の駅ふたかみパーク、相撲館、當麻寺駅、二上神社駅の4カ所におきまして、245名の皆さんのご協力をいただきました。また、當麻寺、道の駅ふたかみパーク當麻、相撲館、それから、ふるさと公園、竹内街道、ゆうあいステーション、かつらぎの森、この7カ所の施設管理者へのヒアリング調査を平成23年1月に実施しております。

ご質問の葛城市周遊キャンペーンにつきましては、平成23年度において地域の魅力づくりの実現に向けた取り組みのため、葛城市の魅力を知ってもらい、観光を促進し、周遊観光を誘発、また、地域、施設同士が連携するような社会実験として葛城市周遊キャンペーン、とれっくるかつらぎを開催させていただいております。4つの周遊コースを定めまして、16の施設の協力もいただきながら、スタンプラリーを11月19日から年明けの1月22日まで実施をしております。参加者へのアンケート調査も行っておりまして、期間中の短期のイベントと

いたしましては、11月19日、20日、26日、27日の4日間の限定といたしまして、古の語り部観光ボランティアによる名所案内や相撲甚句の披露を相撲館で開催し、また、ゆうあいステーションでは入浴サービスを実施させていただいております。

4日間のイベントの参加者といたしましては、古の語り部に47名、相撲甚句に76名、ゆう あいステーションの利用者が58名となっております。

今回の社会実験では、駅、高速道路のサービスエリア、道の駅、県庁、大型スーパーなどに葛城市の名所、旧跡をナビできます葛城市ARナビを紹介いたしました周遊キャンペーンのチラシを配布、また、アンケート調査は市内観光施設を中心に4,500部を設置いたしまして、イベント参加者を含め251名の方からご意見をいただいております。県外からは96名のアンケート調査をいただきまして、スタンプラリーに参加して葛城市に夢を感じた。景色のよいところがいい。ボランティアガイドや住民の方々の愛情を非常に感じたなどの感想をいただいております。これらの調査結果は、葛城市の地域活性化に向け道の駅を拠点とした観光づくりに、また、今後の山麓地域を含む活性化に生かしていきたいと思っております。

なお、一市一まちづくりにつきましては、平成24年度につきましても、引き続き奈良県と ともに葛城市の地域活性化を目指し、より広域的な取り組みに向けた周遊実験を行う予定を 立てております。

以上でございます。

西川議長 春木君。

春木議員 県と共同してなされている県の一市一まちづくりということについて、2カ年にわたって 詳しい取り組みの内容のお話をいただきました。

当初、私はこの一市一まちづくりというのは、かなりハードの面、いわゆる道路整備の面でも力添えをいただけるものと期待をしていたんですが、今までの経過をお聞きしていますと、そうではなくて、どちらかといえばソフトの面でのご協力だということで、うれしいようでもあり、若干残念な気もいたしているところではございます。

今、ご報告いただいた中に県外から参加された方で、葛城市に夢を感じた、景色のよいところである、ボランティアガイドや住民の方の愛情を感じたという非常にありがたい、あるいは注目すべき感想が寄せられております。私は、この道路整備、本事業を推進するに当たって、2カ年にわたってなされましてさまざまな意見が寄せられていると思うんですが、道路整備に役立てるような、そういうご意見なり、ご感想なりがありましたらぜひご紹介をいただきたい、そんなふうに思います。よろしくお願いします。

西川議長 都市整備部長。

石田都市整備部長 これも前回なんですけども、この道の駅を整備していく中でワーキング会議を開催させていただいたんですけども、このワーキング会議を開催いたしましたときに、関西の方の大学生なんですけども、街角ウォッチングというのを実施したんですけども、このときに参加してくれた学生の中にも今申し上げましたような、非常に住民の方の愛情を感じたという言葉をいただいております。特に道の駅、また、観光をしている中で、おばちゃんと言ったら失礼なんですけども、そういった女性の方に一言声をかけますと、二言、三言、四言、

言葉が返ってくる。人情味あふれる方々が非常に多いというお話を聞いております。

それからまた、葛城市のまち中を散策した中では、非常に変わった壁、壁の上にある鬼瓦、こういったものが非常に珍しい、こういったものを集めて観光の目玉にすればというような意見もいただきました。

それから、もう一つは、非常に葛城市はため池が多い。これを今の状況だけではなしに、 これを利用した観光施設というのも考えてはいかがですかというようなご意見もいただいて おります。

こういったものも含めながら今回の整備というのに生かしていきたいと思っております。

西川議長 春木君。

春木議員 ありがとうございます。

意見として申し上げておきたいと思うんですが、今、石田部長もいろんな大学生を始め、 さまざまな方からの意見を紹介していただきましたが、この事業を推進するに当たっては、 観光客の誘致というものを目的にするのではなくて、本来、市民が日常の健康づくりや心の 保養などに活用できる、そのように整備をしていくんだということをまず基本に考えるべき ではないかと思います。

そうすることによって、また逆に、観光価値も一層高まるんではないかというふうに思う からであります。

そうであるならば、先ほど紹介させていただきましたように、たくさんの方が日常歩いておられます。そういった実際に歩いておられる市民のご意見、あるいはさまざまな形で主催をされています市民団体、健康福祉課、あるいは歴史博物館などの主催をされている当事者の意見をよく聞いていただいて、よりよいコース設定、それから、ウォーキングにふさわしい道路整備、トイレや休憩所、あるいは見晴台の設置、そしてまた、特に先ほど話もありました観光客と住民が触れ合う、そのことによって葛城市民と直接会話をする中でさまざまな表に出ない貴重な歴史や住民の生活なんかも楽しんでいただけますし、住民も観光客と触れ合うことによって、新しい刺激ができるというふうにも考えますから、ぜひそういう場所づくり、そういったものなども積極的に推進していただきたい、こういうことをお願いしておきたいと思います。

それでは、次の3点目の質問に移らせていただきます。

今、先ほども南から北までずっと一貫してさまざまな施設をつないでいくんだというお話がありましたが、北側の拠点としては皆さんよくご存じの二上山ふるさと公園がございます。 そして、道の駅と共用で使っています駐車場もございます。これらの整備について、どのように考えておられるのかご説明ください。

西川議長 都市整備部長。

石田都市整備部長 それでは、今回の整備という中で北側の拠点となっておりますふたかみパーク、また、道の駅の整備はどのようにするんだということでございますけども、ふるさと公園と 隣接いたします道の駅、ふたかみパークにつきましては議員もご承知のように山麓北部の拠点施設でございます。地域活性化に向けた計画においても1つの拠点として地域が有する歴

史、自然のネットワーク化を図り、それぞれの拠点施設を連携していく目標を掲げております。

ご存じのように、まず、この駐車場でございますけども、ふたかみパークの駐車場として整備をしたものでございますが、現在は道の駅と2つの施設の駐車場として利用しておりますので、道の駅を開設いたしました当初から駐車スペースの不足が言われております。以後、管理者側からも増設の工事要望も出ておりますが、周囲は農地の圃場整備事業を実施した区域でもあり、用地確保が難しい状況にございます。しかし、現在、駐車場に隣接いたしました区域で約1,500平米ほどの用地が確保できそうだという話もうかがっておりますので、駐車場整備につき増設に向け検討してまいりたいと思っております。

西川議長 春木君。

春木議員 今、部長からなかなか駐車場拡幅についての用地がなかなか出ないと。しかし、今ちょっとそういう希望が出てきた、ぜひ、検討したいという力強いご答弁をいただいたわけでございます。

繰り返しになりますが、皆さんよくご存じのように、あの駐車場は道の駅に併設されております特産物の販売所や郷土食レストラン、あるいは体験教室などのイベントへの参加者、そして、後ろに控えております二上山などへの登山客、もちろん公園に来て子どもと一緒に遊ぶと、そういう目的などたくさんの人々が訪れておりまして、駐車場は満ぱい状態が続いております。公園の方は調べて見ますと、創設以来、入園者は年間10万人という人で推移をしておりましたですけれども、昨年、平成22年度、若干減って9万7,000人ということになっております。やや減少しているという状況にございます。

今、もしもこの駐車場が増設することができるとすれば、例えば、公園で例をとってみてもこれは私の考えですけども、公園内に車いすでずっと回れる、そういった施設を設置するとか、さまざま現在持っている機能よりもより以上に公園機能をアップする。そういったことによって、より人々がたくさん利用できる、そういう拠点づくりに貢献するんじゃないかというふうに思っているわけです。

ここで、ぜひ市長に、ただいま石田部長が答弁なさった、検討してまいるということを受けて、ぜひ力強いご見解をお願いしたいと思うんですが、よろしくお願いいたします。

西川議長 市長。

山下市長 春木議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

我々は当初から當麻の家の皆さん方に対しまして、皆さん方が今後どのような方針を示されるのかうかがった上で、皆さん方に対しましてご協力をさせていただきたいと、どのような未来の青写真なりをえがいておられるのか教えていただきたいというお話をずっとさせていただいてきました。その中で、当初からとにかく駐車場が欲しいんだというお話をいただき、そこはなかなか見解の相違があったところなんですけれども、駐車場じゃないでしょうと、どういうことをされるから駐車場が欲しいんだというお話をずっと詰めさせていただきました。

今年も年初いらっしゃいまして、いろいろとお話をさせていただく中で、駐車場を確保さ

せていただいて、その次に中身について、こうこうこういうふうな形で展望を示したいというお話がございましたので、わかりましたと、でしたら、駐車場の確保とともに皆さん方がえがかれる當麻の家の経営方針なり、また、事業展開なり、そういったものをお示しをいただいて、それにご協力できるところは用地の確保等も含めて、葛城市の方としてもその事業計画を見させていただいて、協力できるところは協力をさせていただこうという話になっております。

我々としたら、とにかく駐車場だけを確保することがいいということではなくて、やはり あそこの全体の計画としてどのような形で持っていくのがいいのか、そこも踏まえた上でご 協力をさせていただきたいなというふうに思っておりますので、まだ向こうの方からはこう いう形で事業展開していきたいというお話はいただいておりませんので、それをいただいた 上で、これやったら協力をさせていただきながら進ませていただきたいということであれば、 お互いに話し合いをさせていただき、検討をさせていただきたいなというふうにも思ってお ります。

いつでもお話はいただけるように、こちらの方は待っておりますので、一緒に事業を考えていくのであれば、またそのように検討をさせていただきたいというふうに思っています。

西川議長 春木君。

春木議員 はい、ありがとうございます。

一方、私がちょっと申しましたけども、公園そのものの機能もアップすると。これは、この公園は本当に毎日二上山に登っておられる方であるとか、市民の方もたくさん子育てにあの公園を利用されております。 県外からもたくさんの人が利用されております。

ですから、先ほども申しましたですけど、市民と県外の人が交流する、自然と交流ができる、そういう場所でもあろうと思いますので、市の公園整備としてもぜひご検討をお願いしたいと、これはお願いしておきます。よろしくお願いします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

私、バイオマスタウン構想というものが平成21年12月に農林水産省の方に提出されて、インターネットで見ていただければわかりますが、全国でも幾つかの市町村がこういう構想を出しておられるわけですけども、葛城市もたしか奈良県では最初に農林水産省に届けられた方じゃないかと。当初から私はこの計画について、非常に大量生産、大量消費、大量廃棄というそういった長年続いたそういう社会から脱皮をして、資源を大事にする、そういうまちづくりをやっていくんだということで、すばらしい計画であるというふうに非常に期待もし、一般質問でも何回か取り上げさせていただいた構想なんですけども、かなりいろいろと煮詰まってきておるんではないかと思います。

市民が参加をして天ぷら油などの廃食油の利活用、この辺はさらに菜の花を栽培して搾油、 非常に健康によいそういう油をとっていこうじゃないか、そういう推進活動に発展して現在 取り組まれております。また、家庭の生ごみの堆肥、生ごみを集めておひさま堆肥をという 形で堆肥をつくろうという活動も着実に進展をしておりまして、平成24年度にはこの持続可 能な社会を目指すということでNPO法人、エコ葛城市民ネットワークというものが発足さ れようとするように着実な進展を見せているわけです。

一方、今から質問させていただきますこの構想に示されております地域経済の活性化をもたらす循環型農業、こういうものが掲げられているわけですけども、やはりその出発点となるのは良質な堆肥を精製することだろうと思います。堆肥精製事業の現状と今後の計画についてご説明をいただきたいと思います。

よろしくお願いします。

西川議長 吉川産業観光部長。

吉川産業観光部長 ただいま春木議員のバイオマス構想に示された循環型農業についての出発点となる堆肥精製事業の現状と今後の計画についての質問に対してお答えをさせていただきます。

バイオマスタウン構想において、堆肥利用による循環型農業を推進し、環境にやさしい、 また、おいしい農産物の特産化を図るとしており、現在、忍海酪農組合等で高速堆肥発酵処 理施設として、平成13年度から導入された縦型密閉式発酵機により年間3,000トン強の堆肥 が精製されております。

使用用途といたしましては、土づくりとして市内のネギ農家、菊農家等、専用農家で夏場以外はほぼ全部使用されております。夏場は農地が作付けされておる状態なので、精製された堆肥が積み置きされているのが現状でございます。また、近年、農業がやせていることもあり、化学肥料を利用するよりも元肥として堆肥を利用する農家がふえていることが現状でございます。また、當麻地力増進組合においても牛ふんともみ殻を組み合わせた完熟堆肥を年間400トン精製されており、その堆肥は軟弱野菜農家等で全部使用されております。

現在、酪農組合等が保持している堆肥の精製機が平成13年度から導入されほぼ10年ほど経過をしておりまして、老朽化も進んでおり、維持費がかさんでいるのが現状でございます。 牛ふん堆肥精製においては、本市といたしましても今後、酪農組合等で協議を重ねながら堆肥精製事業に取り組んでまいりたいと思っております。

また、本市の地域資源であるネギ、菊などの植物残渣、もみ殻、剪定枝を使った堆肥を土壌改良材として精製していくことも今後の本市の自然循環型農業の確立に向けて大事なことだと思われます。

以上でございます。

西川議長 春木君。

春木議員 どうもありがとうございました。

今のご報告では、市においては現在、酪農組合が年間3,000トンほどの堆肥をおつくりになっており、當麻地力増進組合が牛ふんともみ殻で400トンほどの堆肥をつくっておられる。 それぞれ有効に利用されているとのご答弁がございました。

2点ほど教えていただきたいんですけども、この當麻地力増進組合はどういう活動をなさって、どのような経過をたどっているんでしょうか、ご説明いただきたいと思います。

西川議長 産業観光部長。

吉川産業観光部長 ただいまの當麻地力増進組合ということについて、どういう活動等をされているかいうことのご質問でございます。

旧當麻町の時代に、30年ほど前に當麻営農家が本体となって設立された団体でございます。 堆肥精製の地力増進事業を行う組合でもございます。昔は、30名ほどおられましたが、高齢 化等で少なくなり現在10名ほど運営されており、組合員の皆さんは全て専業農家でございま す。堆肥舎は現在、竹内、南今市、今在家の3カ所にございます。近いうちに竹内がちょっ となくなるということで、2カ所になる予定でございます。

この堆肥舎において年間400トンの完熟の堆肥が精製され、全て組合員の軟弱野菜農家等で使用されております。この堆肥の成分は牛ふんが60%、もみ殻が35%、発酵菌が5%であり、牛ふんは市内の酪農家により調達をされているということになっております。

この組合が精製された堆肥の特徴は、発酵菌が独自に研究開発されたものを使用されておりますので、品質には格段のよさがあることが特徴でございます。

以上でございます。

西川議長 春木君。

春木議員 堆肥舎が現在3カ所にあるけれども、2カ所になると、非常に残念に思うわけでありますが、1年ほど前に私が見学させてもらった今在家にある堆肥舎も残る1つだというふうに思われます。この堆肥舎は屋根があって、3方がコンクリートの壁で中を3つのヤードに区切られた簡単な構造でありました。1番目のヤードにもみ殻と牛ふんを入れて、そして、ブルドーザーで切り返して順次移していくと、こういったやり方で堆肥をつくっておられたように説明を受けました。

実際、見学したときはもう最後の完成した堆肥しかございませんでしたが、においもなく触ってみても非常にさらさらしたものでありました。非常に野菜をつくっておられる方に喜んで使ってもらうんだということでしたですけども、もう年もいって、やっていくのは1人でやっているし非常にしんどいんだ、どうしようか思案しているんだ。こんなお話をされておりました。何とかこういった活動も続いていけばいいのになとそのとき思った次第でございます。

2つ目ですけども、酪農の問題です。

現在、忍海酪農組合などが保持されている堆肥の精製機の老朽化が進み、維持費がかさんでいるとのご説明がありましたが、葛城市の酪農業の今後についてどのような形になっていくのか、ご説明をいただきたいと思います。

西川議長 産業観光部長。

吉川産業観光部長 ただいまの本市の酪農業の今後についてということのご質問でございます。

現在、葛城市におきましては乳牛を飼育されているのは西辻が5戸、忍海が1戸、山田が4戸、山口が1戸、北道穂が1戸、新村が1戸、計14戸で、頭数については全部で669頭飼育されております。県下においては、五條市に次ぐ頭数でございます。

酪農業の現状の課題としましては、高齢化、後継者がいないことということで、また、乳 価の据え置きや飼料高騰等に伴います生産コストの増でございます。その中でも問題になる のはにおい等の環境問題であり、また、牛の脱ふん尿の処理でございます。脱ふん尿の処理 につきましては、現在、平成13年度より設置された高速堆肥発酵処理施設として、縦型密閉 式の発酵機によりまして堆肥が精製されております。何分、10年以上も経過をしております ので、維持管理費が毎年多くなっているのが現状でございます。

今後、機械の老朽化により堆肥の品質の悪化が生じることが考えられます。今後、品質の悪化を防ぐには現状の牛ふんの堆肥に葛城市で多く産出されるネギ残渣、菊残渣、剪定枝、もみ殻などのまぜた堆肥を精製し、品質を上げることも一案ということに思われます。また、機械の更新も一案という形で今後酪農家との協議を重ねまして、酪農家とどのようにこの酪農業を維持し、発展させていくのかを、また、収益をどのようにして向上させていくのか、本市としましては、県下2番目の酪農地域の維持発展をかんがみ協力しながら歩んでいきたいと思っております。

以上でございます。

西川議長 春木君。

春木議員 ただいまご答弁をいただきました、この良質な堆肥というのは今では非常に人気が出て、 2トン1万円ぐらいで買い取られているとも聞いているわけです。しかし、品質が悪くなっ てくるとそうはいかないという問題が生ずるわけであります。

少し葛城市の農業について、どのような産出額になっているかということを、古いかもわかりませんが、平成17年度のデータを見てみますと、葛城市全体で27億円ということで、割合を見ますと1位が畜産で7億5,000万円、27.8%、2位がネギ等の野菜ということで70億円、25.9%、3位が菊などの花卉で6億4,000万円、23.7%、そして、米が5億6,000万円、20.7%で4位というふうになっております。

最初のご答弁にございましたように、現在、市において精製されている酪農家による牛ふん堆肥約3,000トンは夏場以外、市内のネギ農家、菊農家などの専業農家でほぼ消化されており、當麻地区における牛ふんもみ殻による堆肥400トンは、地力増進組合員の方の軟弱野菜農家等で全部使用されている。つまり、精製堆肥の消費というのは市内でおおむね可能であると、そういう見通しが立つということでございます。

また、今現在、使用されています先ほどもお話がありましたように、酪農家の牛ふん堆肥精製機が老朽化してきている、そういう現状にかんがみて、牛ふんに市内の重要な農産物であるネギや菊の残渣、もみ殻、あるいは場合によって剪定枝、そういったものを加えた新しい堆肥を精製するということも一案であるというご答弁がございました。

もちろん、酪農家の皆様との協議が大切であるということは当然でありますが、当市の農業の状況を見ますと、ネギ、野菜、菊、米など多方面の専業農家とも協議をされて、農業全体に品質の高い堆肥を供給する、そういった施設を建設する、そういう方向性の提示も必要かと思います。

市長、いかがでしょうか、全体の展望としてこの牛ふんを使うのか使わないかによって、 堆肥の精製も大きくさま変わりをしてくる。この辺は今後の循環型農業を考えていく上で、 そのもととなる堆肥をどうするのか、これはかなり大きく風向きが変わってくる問題だと思 いますので、ぜひ、ご見解をお願いしておきたいと思います。よろしくお願いします。

西川議長 市長。

山下市長 春木議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まさに今、風向きのお話をされましたけれども、行政がこの牛ふんを使った堆肥というところに取り組むということになれば、その場所の選定や場所の確保、それと発酵する前の脱牛ふん等を集めた場合ににおいの問題等があります。そういう問題をどうしていくのかということをいろいろとクリアしていかなければならない問題が出てくるというふうに考えております。

また、1つの業、酪農業というものに対して、その堆肥をどれだけの資金をつぎ込んで行政がやるのか、また、酪農業の方から運転資金なり、運営資金なりを徴してともにやっていくのか、まだ何もそういう検討に入っていないというふうに思っております。いろいろとクリアしていかなければならない問題が多かろうというふうに思いますし、これは平成13年でしたかね、法律の改正によって野積みにしてはいけないという法律ができて、これを堆肥化しなければならないと。野積みが駄目やから機械を入れるということで、各酪農家が組合をつくって、その中で何千万円もする機械を入れられた。そのことによって、収益構造が大きく変わってもうからなくなってしまったということが、1つの今酪農業の存続に大きな問題を投げかけているということも十分に承知をしておりますし、酪農業の皆さん方とともに、それの解決策に向けて何かできないかということもずっとこの4年間検討はしてきております。

ただ、葛城市が責任を持ってこれを入れてやるというふうに踏み切るにはまだいろいろと 検討材料も足りないと思いますし、クリアしなければならない問題も多かろうというふうに 思っております。

ですから、1つの方策としてほかの剪定枝なり、もみ殻なり、野菜のくずであるとか、そういうものを入れて牛の脱牛ふん等も入れて堆肥化ができないかということは1つの検討の案として、これからまた検討させていただきながら考えていきたいなというふうに思っております。

ですから、今現在、これをもって市が責任を持ってやるということはなかなか言明はできませんけれども、検討課題であるというふうに思っているということでございます。

西川議長 春木君。

春木議員 責任を持ってやるということにはもちろんならないわけでありますけれども、この循環型 農業をつくっていくという意味では、やっぱり堆肥をどうするかという問題というのは非常 に大切な問題で、そういう意味で言うとにおいの問題等々ありますけども、貴重な牛ふんと いうものが葛城市にあるんだと。これがまた1つ、非常に大きなポイント。しかもそのこと が、酪農家は後継者ができて今後も発展させていくには非常にお金の面でも、その辺をどう するかというのは別れ道になってくるということ。

もう一つはやっぱり、ネギが、あるいは菊も非常に順調に経営を伸ばしていっておられる、 野菜もそうだと思うんですね。そういった廃棄物、今までは焼却をしている、あるいは悪い 言葉で言えば野焼きをしているということも含めて、そういったことをそうではなくて有効 に堆肥という形で利用していくんだと、そういう積極的な面があると思うんですね。 やっぱり1次産業をしっかり、森林までいきたいところですけど、まだちょっと先が見えないんできょうは触れないですけども、そういう1次産業をおこすと、こういうことがやはり2次産業、3次産業につながって葛城市の地域経済を活性化していくんだ、こういう大きな視点があると思いますので、さまざまな問題があるというのは承知しておりますが、ぜひ、真剣な、積極的な立場で携わっておられる関係者とよく協議をしていただいて、いい形をつくっていっていただきたいと重ねてお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

西川議長 これで、春木孝祐君の発言を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時51分 再 開 午後 1時30分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7番、藤井本浩君の発言を許します。一問一答方式で行われます。 7番、藤井本浩君。

藤井本議員 それでは、私の一般質問を始めさせていただきます。 3点でございます。

1点目は、平成25年4月、今から1年後になるわけですが、平成25年4月に開設予定されております県立耳成高校跡地での奈良県JA直売所、ファーマーズマーケットについてお尋ねをいたします。

開設まであと1年となりました。私たちも県民の1人として楽しみにする一方で、本市が 受ける影響などについて質問をしてまいります。

2点目は、葛城市市職員の人員管理、そして、職員の採用についてであります。

集中改革プランによるこれまでの削減の効果、成果、さらに平成24年度は、平成23年度の 試験が終わりましたが、24名という、うち事務職19名ですが、多くの新規採用がされました。 こういったことを含めまして今後の人員管理、計画についてお尋ねさせていただきます。

3点目は、平成24年度から実施されます市内小・中学校、附属幼稚園も含まれますが、夏休みを短縮、いわゆる8月26日、2学期始業に対する市の考え方、環境整備についてを質問いたします。

この件につきましては、ちょうど1年前のこの3月定例会の一般質問でも熱中症の問題はないのか等質問をさせていただきました。そして、そのとき8月の教室を検証してみるというお約束、ご答弁をいただいております。その検証を具体的に教えていただきますとともに、その結果、大丈夫とされ教育委員会では予定どおり本年より夏休みを短縮し、8月26日を2学期始業日と決定されたところであります。

この教育委員会の学校運営規則の変更に伴い、学校設置者である葛城市はどのような対応を行われるのか等質問をしてまいります。

質問は質問席より行います。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 それでは、まず1点目、JAならけん直売所ファーマーズマーケットについてお伺いを

いたします。

1年先の平成25年4月開設ということになっております。まず、施設の概要、規模等についてお伺いをさせていただきたいと思います。

奈良県で一番大きいものとか近畿でも指折りの施設というふうに言われるわけでございますが、数字だけでなくその大きさというのは想像しにくい面もございますので、市内にある同様の施設、當麻の家などと比較していただいてどんなものかということを教えていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

西川議長 吉川産業観光部長。

吉川産業観光部長 ただいま、藤井本議員のJAならけんファーマーズマーケットの概要、また施設の規模についてのご質問でございます。それにつきまして、お答えをさせていただきます。

JAならけんファーマーズマーケットにつきましては、設立の目的といたしまして、県内で生産された新鮮で安全、安心な農産物を県内で処理する地産地消運動の場として位置づけ、農業者と消費者を結ぶ安全、安心ネットワークを構築することを目的に運営をされます。施設の概要といたしましては、敷地の面積1万8,000平方メートルでございます。主な施設の内容としましては、農産物の直売所、家庭料理レストラン等のフードコーナー、観光情報発信施設、憩いのスペース等から成り立っております。面積的には農産物直売所として1,580平方メートル、家庭料理レストラン等のフードコーナーといたしましては184席、観光情報発信施設として117.8平方メートル、憩いのスペースとして1,800平方メートルであります。

また、JAならけんファーマーズマーケットとふたかみパーク當麻との比較といたしましては、全体の面積につきましては、先ほどお話をさせていただきましたJAならけんファーマーズマーケットにおきましては、駐車場も含めまして敷地面積が1万8,000平方メートルで、ふたかみパーク當麻が6,127平米となっております。駐車場につきましては、JAならけんファーマーズマーケットが1万4,000平方メートルで駐車場が300台、大型が5台の予定でございます。また、ふたかみパーク當麻におきましては、西側と東側の駐車場を合わせまして4,661平方メートルで、普通車が120台、大型が5台であり、約3分の1弱の面積でございます。直売所面積がJAならけんファーマーズマーケットで1,580平米の予定で、ふたかみパーク當麻が111平方メートルで、約10分の1弱の面積でございます。

家庭料理レストラン等におきましては、JAならけんファーマーズマーケットが184席、 ふたかみパーク當麻が54席であり、約3分の1強の座席数でございます。農産物加工所にお きましては、JAならけんファーマーズマーケットにはなく、ふたかみパーク當麻は169平 方メートルあり、葛城市特産の小麦もち、みそ等を加工販売しております。

以上が両施設の主な施設の比較でございます。

以上でございます。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 ありがとうございました。わかりやすくご説明をいただきました。

直売所面積だけをとってみると10分の1とおっしゃったけども、當麻の家からいうと10倍 以上だと、こういうことですよね。かなり大きなものができる、これは皆さんも通られるか らよくご存じだと思いますけども、県内で生産された農産物を県内で消費する、いわゆる地産地消の場として位置づけられて、生産者、消費者を結ぶことを目的に運営をされるということでございますけども、ここで行われようとする具体的には売り上げ等なんていうのはまだわかんないでしょうけども、農業をされている方、農産物を提供される方、県内でどれぐらいおられるとか、何か指標になるようなものをお伺いできたらなというふうに思います。

西川議長 産業観光部長。

吉川産業観光部長 ただいまの質問でございます。生産者の登録農家予定ということでございます。 JAならけんファーマーズマーケットにおいて、平成25年4月にオープンに向けて現在、生産登録農家を募集中でございます。今、予定として県内で1,110戸の登録農家を考えておられます。2月末現在におきましては、700戸弱の生産農家の登録があったということで聞いております。

以上でございます。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 ありがとうございました。

奈良県内で1,100戸の登録農家を考えておられるということですね。約半分以上がもう登録されたということです。

次に、こういった施設開設に伴って葛城市が受ける影響というんですか、それに対する対 策等もあればお答えをいただきたいと思います。

昨年9月議会で私は、京奈和道が開通したら葛城市はどうなるんだというふうな質問をさせていただきました。石田部長のお答えで、国道24号線の通行量が減って渋滞の緩和になるけども、やはり商業に影響する、経済にも影響する、こういう答弁をいただいたわけですけども、そういったことを私自身考えているので、これにおける葛城市の受ける影響ということをお伺いしておきたいというふうに思います。

西川議長 産業観光部長。

吉川産業観光部長 ただいまのご質問についてでございます。本市が受ける影響といいますか、対策 についてのご質問でございます。

この施設の設立に伴う本市の影響についてでございますが、本市とJAならけんファーマーズマーケットが直線的に約12キロメートル離れております。車においても30分以上という時間がかかると思われますので、JAならけんファーマーズマーケットとしては3次商圏の扱いということでございます。ただ、今日において京奈和道等の奈良県の道路整備も進んでおりますので、県内が一括の商圏として取り扱われてもいい状態になっていますので、市内の同種の施設の方々もうかうかしていられないという状態でございます。

こういったことに対して、各自が切磋琢磨して売り上げ拡大に向け努力をしていかなければならないということでございます。また、本市の指定管理施設でございます葛城市新在家にございます、道の駅ふたかみパークにおきましても同様のことが言えます。ふたかみパーク當麻としても今後、より厳しいマーケット戦略になっていくことに危機感、また緊迫感を今以上に持ってふたかみパーク當麻の持っている特性を打ち出し、今以上に消費者に選ばれ

る店づくりを行い、収益を伸ばしていっていただきたい、こういうふうに思っているわけです。

以上でございます。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 今月6日の新聞でしたが、中和幹線が香芝市から桜井市に行く道、これが32年間の大事業であったけども、これが完成したということでこの辺も変わるだろうなというふうに思います。私も毎月1日、あの道を通って桜井の方に行きますけども、通るたびにこの耳成高校がそういうふうになるんやろうな、この辺がにぎやかになるんやろうなというふうに県民としてはやはりここに期待もしております。

先ほど3次商圏、30分以上かかるから3次商圏だという話がありましたけども、その考え方については、3次商圏には違いないだろうけども、そうじゃなくて、これから葛城市が取り組んでいかなければならないのは、向こうにとっては3次商圏だから30分かかっちゃうよということですけども、例えばの話だけど、中におられる方あるわけですね、2次商圏というんか、例えば、橿原市の西部ぐらいにお住まいの新堂とかね。この方だったらどっちも2次商圏だ。葛城市へ行っていた人が向こうに行かれるとかそういうこともありますので、そういったところをよくこれから注目をしていただきたいと思います。

朝から春木議員の質問の中にあったかな、私いいことおっしゃられているなというふうに 思いました。私も言おうとしていることは一緒だと思うんですけども、市長もふたかみ當麻 の家には力を入れていくんだという答弁がありました。そこだけに力を入れていくんじゃな くて、公園とかそういう周りの環境に、まちづくりして入れていくことによってお客様がこ っちへ来ていただけるということで、こういった部門では橿原市にない葛城市は自然とか農 業、緑、そして山麓というものを持っております。こういう山麓の魅力というものを発揮し ていただきたいなということで、この質問についてはこの辺にとどめておきたいなというふ うに思います。

2番目の質問に入ります。

葛城市職員の人員管理と職員採用についてということについて質問を進めてまいりたい。 この質問については、平成23年度職員採用というものが24人、うち事務職19人ですね。と いう職員大募集をされた。そんだけもやめたん違うか、そうじゃないですよね、退職予定者 5人という中で事務職だけだと19人採用されたわけですよね。私のこの質問というのは、こ のことが出発点になっていることをまず含んでおいていただきたいなというふうに思います。 1つ採用試験についてお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

ここ数年の採用試験の募集要綱というんですか、それを見ていると、私は5年ぐらいしか 今手元に持っていないですが、受験資格というものが毎年変更されているんですね。年齢が 毎年変わるとか、何か新しい部門が入るとか、何とか枠が入るとか、これについてその理由 というのか、検証された、変わるということはやってよかったからふやしたとか、悪かった からやめたと、こういう検証があるかと思うんですが、このことについて、私も5年間しか ないので、5年間で結構ですから採用試験の毎年変わったということについて教えていただ きたいと思います。

西川議長 田中企画部長。

田中企画部長 ただいまの藤井本議員お尋ねの職員採用試験の受験資格についてでございますが、こ こ数年の試験の受験年齢につきましてご説明を申し上げます。

職種は一般事務職についてでございますが、区分を通常は上級、中級、初級と分けておりまして、これは上級につきましては、学校教育法によります大学を卒業した者、または見込みの者であり、また、中級は短期大学を卒業した者、または見込みの者、初級は高等学校を卒業した者、または見込みの者、もしくは高等学校卒業程度の学力を有する者との区分を設けております。

まず、平成19年の採用募集につきましては、上級職につきましては、年齢を28歳までとしまして、中級は26歳、初級は24歳としておりました。採用人数は4人でございました。

平成20年の採用の募集はございませんでした。

平成21年の採用募集につきましては、一般事務職につきまして上級職の年齢を30歳までに 引き上げ、中級職を28歳、初級職を26歳までに。また、建築技術職がございましたので、こ れにつきましては35歳までにそれぞれ引き上げを行いました。

また、職種につきましては、一般事務職の中でも新卒者枠と社会人経験者枠を設けまして、 社会人経験者枠は4人、新卒は10人、建築技術職を1人の計15人といたしております。この 社会人枠を設けました背景には、リーマンショクによります経済状況の悪化に伴い、派遣労 働者等の雇いどめ、解雇、また新卒者の内定取り消しなどが深刻な社会問題として取り上げ られておりまして、こうした方々の失業の対策の一助を担う形で行ったものであります。

結果、試験内容が同じでありましても、社会人枠を設けることで社会人としてすぐれた人物を採用しようにもこの4人の枠がございまして採用できなかったという反省がございました。これは、次年度の課題ということで次年度より撤廃となりました。

平成22年の採用募集につきましては、平成21年と同様に上級職の年齢は30歳、中級職は28歳、初級職は26歳でございました。また、職種につきましては、前年の反省から一般事務職の社会人経験者枠をなくし、この年はあわせて保育士を募集しまして、募集人員は6人、保育士を2人の計8人といたしました。

平成23年の採用募集につきましては、上級職の年齢を35歳までに上げ、中級職を33歳、初級職を31歳までにそれぞれ引き上げを行いました。また、職種を一般事務職と建築技術職、土木技術職、保育士としまして、募集人員を一般事務職は19人、建築土木は1人程度、保育士は3人といたしました。この大幅な募集人員の理由といたしましては、新市建設計画の多くの事業の遂行のため、合併特例債の期限が切れる平成26年度までを人員投入の集中期間として位置づけまして、年齢幅を35歳までに引き上げることで、採用者の年齢層の偏りをできるだけ少なくするとともに、豊富な知識や経験を生かせる人材を幅広く募集し、即戦力となる職員を確保することが目的でございます。

以上でございます。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 受験資格というものは、原則として毎年年齢など設定されるというのはこれはどこの企業であろと、公企業であろうと、自治体であろうとそれは理解をしております。しかし、一般的な話ですけども、毎年毎年変わると、これは私はもう少し考えものかなというふうに思います。

例えば、奈良県でも今年震災に遭われた被災者枠、教員もありましたよね、被災者枠とか、これは突発的に起こったことで、それに対する配慮をすると、こういうことについてはいいんですが、今話を聞いていると、何か試行的にやったけども1年たてば反省、反省をしてというのも今部長の中で2回か3回ありました、言葉がね。反省をするのが早いというのはいいんだけども、もう少し検証する時間、社会人こうとったけども、2年、3年してもこうやったとか、毎年毎年変わるということについてはもう少しご検討いただきたいなと私は思います。

市役所を目指す人というのもおられますよね。その方にとって、新卒者の方は別としても、 今、来年受験できるかどうかわかんない、こういうこともあるわけです。今、公務員を受け ようとする人は公務員の専門学校まで行ってやられているわけですから、検証をしていいも のに変えていく、これは大事だけども、毎年毎年変えるんじゃなくて、もう少し一定期間一 定化するということについてもご検討をいただけたらなというふうに思います。

次に入ります。

合併以降、集中改革プラン、集中改革プランというのは総務省から地方公共団体、都道府県、市町村が行政改革の推進のために新たな指針を策定せよということで全国のどこの自治体も作成されます。この集中改革プランで、職員削減ということについて目標を達成されました。この間において削減された職員の数と、削減されたことによる退職金等は除いて、実際にお支払いする給与、給与等の額はどれだけ減ったのかということをまずお聞きしておきたいと思います。

西川議長 企画部長。

田中企画部長 ただいまのお尋ねの件でございます。

合併当時、平成16年10月1日の職員数は379人でございました。平成17年4月1日が367人、平成18年が363人、平成19年が364人、平成20年が350人、平成21年が339人、平成22年が348人でございまして、平成23年4月1日で339人でございます。ここ5年間、いわゆる平成18年から平成23年でございますが、この間におきまして削減されました職員数は24人でございます。

次に、増減にかかります給与等の額は概算で3億7,200万円でございます。 以上でございます。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 平成18年から平成22年度の先ほど申し上げた、全国皆やったこの集中改革プランによって24人削減したと。合併当時から比べるとちょうど40人職員、職員だけを見たらですよ削減されたと、適正定員に達成できたということですね。このことについては、ご苦労さまということで評価をしておきたいというふうに思いますが、削減することによる業務に支障は生

じていなかったのかということについて確認をとっておきたいというふうに思います。

西川議長 企画部長。

田中企画部長 ただいまのお尋ねの件でございます。

集中改革プランにおけます定員管理の適正化を推進するために、職種や部門ごとに事務事業に加システムを活用しながら事務事業の評価を見直し、また、平成22年度におきましてはさらに効率的な行政運営を行うべく、組織機構の方を大きく見直ししております。

また、指定管理者制度の導入によります民間委託の推進並びに各種業務システムの統合などを積極的に進めてまいりました。一方、事務職員の補充は基本的に退職者の3分の2の補充にとどめまして、その他の職員につきましては、アルバイト等で対応の方をしてまいりました。

また、現行の勧奨退職制度を生かしまして、職員の早期退職によります人件費の削減と人事の活性化の方を図ってまいりました。このような行政改革の流れの中で、この間合併以降、予想されなかったさまざまな事業がございまして、例えば、市民活動支援事業の創設であったり、また、事務事業の市民判定会、包括支援センターの設置、子育て支援センター事業、子ども・若者育成支援事業、吸収源対策公園緑地事業等々を着手することになりまして、一定の期間内で実施しなければならない事業の進捗が停滞することになったということも事実でございます。

以上でございます。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 本音でご答弁をいただいたかなというふうに思います。そういうお答えに私もそうだろうなというふうには予測はしていましたけども、今までは3人やめたら2人を採用するということで減らしてきた。アルバイト等でその補充をやってきたと、こういうことですよね。組織機構を大きく見直すということもやってきたけども、しかしながら、市民活動支援事業、事務事業市民判定会、包括支援センターの設置、子育て支援センター、子ども・若者とかいうそういうソフト面、ソフト面の事業が新たに出まして、出てきたよってにこのやらんなんハード事業というんですか、一定期間内に実施しなければならない事業というのは多分新市建設計画の建設事業であろうクリーンセンターの事業であり、尺土駅前事業であろうと思いますけども、それがおくれた。これは聞いてて、本当に寂しいというか、情けない。本音で言ってもらっているから余り声を荒らげたら駄目ですけども、そうでしょう。

子育て支援センターというのを新たに設置しなければならなかった、だから、この辺はここへ人材が行ったからちょっと苦しくなったと、この辺はある程度は理解しますよ。しかし、例えば事務事業市民判定会、これは国でいう事業仕分けみたいなもんですよね。その事業について必要か不必要かを市民に判定してもらう、無駄を省く、そういった事業をしてたらやらんなん事業が遅うなってしまった、進捗が停滞したと。こんなことは今説明ありましたけど、これあれでしょう、とりあえず私も通告しているんだからそれなりの話し合いはされて答弁をされていると思うけども、国でいったらテレビ見てて蓮舫さんやってるじゃない、事業仕分けやってて、こっちが復興の事業おくれてますねんというようなもんじゃない、ちょ

っと言い方が飛躍し過ぎているかわかんないけども、事業仕分けやっていたら、事業仕分け というのは、行政改革をもっとちゃんとやっていこうとするためにやるものだから、それや っていたから事業がおくれましてん。たくさんの方きょうお見えいただいていますけども、 きっとそのように、私と同じように思われると思います。

そこで、私がこの問題に端を発したのは今年たくさんの人をとっているやないかと、こういうことから進んでいますということをお含みおきくださいと言いましたけども、ここで10年間の採用計画というものを昨年の9月に発表されて、私らも説明を受けました。これについての方針で結構でございますので、お教えいただきたいというふうに思います。

西川議長 企画部長。

田中企画部長 ただいまの藤井本議員のお尋ねでございます。

平成23年9月7日の議会の全員協議会でご報告を申し上げました、職員採用の基本方針につきましてご説明をさせていただきます。

平成23年8月に企画部の人事課の方で方針の方をまとめまして、これにつきましては、平成23年度から平成33年度までの職員採用につきましては、次の2つの基本方針をもとに行うものということで、1つ目が、職員は原則として退職者のみの補充としまして、平成23年度一般職員数、教育長を除きます339人、これを維持するものとするというのが1つの方針でございます。

また、2つ目につきましては、平成24年度から平成26年度までは合併特例債の事業等の集中期間となりますために、その間を集中人員投入期間としまして、平成27年度以降の退職者分の前倒し採用を行うものとすると。平成27年度から平成32年度までの間は、人員投入の解消期間としまして、この期間の退職者の補充を抑制し、平成33年度までには現状の職員数339人以下となるように努めるものとするという、こういう方針を立てております。

以上でございます。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 今、答弁をいただいた中で私はお話をさせてもらっていますから、平成23年度から平成26年度までですね、集中人員投入期間、合併以降、集中改革プラン等によって約40人を減らしてきたのを、今度、集中人員投入期間ということでもとに戻すとこら辺までいくわけですよね、ほぼもとに戻す、合併のときに戻す。嘱託の人を含めると合併以前まで戻すという計画です、これを見せていただいているとね。平成26年度には376人、職員がね。嘱託職員さん、定年になられた職員さんずっとふえていますから、これは私はいいと思うんだけども、ということは合併前のときまで戻す、私これを見せてもらったとき、言い方間違っているかわからないけど、葛城市はバブルかなと思った。何のバブルか、今までせっかく減らしてきた、努力をしてきた、これは葛城市だけじゃない。集中改革プランというのは全国でやられてきたわけですよね。

それに伴って、それと同様に葛城市もやってきた。だから、私はこの集中人員投入期間というのはバブルだと思う。何のバブルか、今までの努力が水の泡です、こんなことをしてしまうと、その泡です。バブルがあると何があるかというと、バブル崩壊というものがありま

す。だから、そういうことをやってしまうから、それ以降、何が発生しているかというとこの計画上の話ですよ、この計画上の話ですけども、例えば、一般事務職だけを見ると平成29年度、平成31年度は採用はゼロ、採用1でも2でもあれば採用が減んねんなじゃ、と思うけども、採用ゼロということは採用しませんよということを採用予定表でおっしゃっているわけですよね。この計画では将来物すごく弊害があると思います。

私の思いですけども、今週15日ですか、中学校の卒業式がありますよね。極端な話ですけど、中学校を卒業される子、高校を卒業したときに受験したら大分とりますよ、大学したときはもうとりませんよ、採用ないですよ、これが今葛城市の計画じゃないですか。ただの計画違いますよ、これは議員全ての方に配付されたこうですよと、これに基づいて今年は24人採用をやっているんだから、ここは改めてもらわなあかん、私にとっては。

このゼロというのは、言っているようにこれはいけないと思う、私は。少ないというんじゃないんやから、しませんよと、こんなんここはちょっと、答弁ください。

西川議長 企画部長。

田中企画部長 ただいまの藤井本議員のご指摘の件でございます。

さきにご説明を申し上げましたこの基本方針と申しますのは、10年間の退職採用予定の計画でございまして、各年度年度におきましては、例えば、定年退職よりも早期に退職される方がおられたり、また、その時々の事情によりまして変更は当然のことながら生じてくるわけでございますので、柔軟に検討の方をしてまいりたいと考えております。あくまで集中改革プランによります定員適正化計画の適正人数を堅持しながら、また募集内容も十分吟味しながら検討をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 慎重に検討するということですから、私の言った意味も踏まえてご検討をいただきたい と思います。

ここで市長に1点だけお伺いしておきます。

残りの3点目のところで市長にかなりお答えいただかなあかんので、ここは簡単で結構です。

今、人員の集中投入期間とか、それの解消期間という話がありました。この10年間、今の人員からふやしてまた今のところまで戻すんだと、現在のところまで戻すんだと、こういうことですね。このやり方については、今、企画部長の方からそのときに応じてまた検討もしてまいりますというお答えをいただきましたけども、ほんなら10年のこのスパン見たときに集中改革プラン、もう行政改革を進めなさいよと、平成22年度で終わりました。人員については平成23年度前半までとなっておりましたけども、これは終わった。ダイエットは終わったんでもうやめるというもの。要するにもう今ここでいいうというのが基本方針になっているわけですよね、言ってることわかるかな。

今まで340人だったらこれから4年間はふやすけども、また10年先には340人に戻すんだということについては、この340人が葛城市のベースだと、こういうふうに言うてるわけやね。

ということは、これから減らしていかない、行政改革を余り進めないと、朝からもどなたかありました。合併したんだから施設の統合等、また合理化等という話もありましたけども、これは考えないというふうに私は受けとめるのか、いやいや違うんだと、職員だけで言うたら現状を維持するとこうなっているわけやからね。もう少し私は若い市長だから思い切ったものを打ち出してももらいたかったけども、そこんとこだけ簡単で結構です、次重たいんで。

西川議長 市長。

山下市長 藤井本議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

常に行政というのは、イノベーションをしていかなければならないというふうに思ってお ります。やはり、その時代時代に応じたイノベーション、改革をしていくべきであろうとい うふうに思っております。その時々に求められていくものが、例えば1年前に見ていたもの が今は違うというようなこともあるわけですね。この10カ年の採用計画を立てた時点では、 新市建設計画合併特例債の延伸ということは俎上には上っておりませんでした。しかし、ほ ぼ100%に近い確率で5年間の延伸があるということが確実なものとなっておりますので、 やはりここはフレキシブルに考えながら採用計画自体も考え直していかなければならないだ ろうというふうにも思っておりますし、例えば、先ほどゼロは困るよというお話がありまし たけれども、恐らく将来退職をされる時期が一遍に重なって、そのときゼロのときはどうす んねんということも含めてのお考えやと思います。割とうちは、30歳、35歳までを募集させ ていただいていますので、新規採用の方々の年齢の幅がございますので、退職される時期も ずれていくということもありまして、そのあたりは割と柔軟に考えていけるんじゃなかろう かなというふうにも思いますし、また、この改革をしていく意思というのは当然あります。 だから、どのような形で住民の皆さんに迷惑をかけることなく、また、住民の皆さんにご理 解をいただき、ご協力をいただきながらイノベーション、改革を行っていけるのかというこ とはやはり大きな課題であろうというふうに思いますし、これから進んでいく方向も示して いかなければならない。

また、藤井本議員や皆様方からいろいろと意見をちょうだいしながら、その進むべき方向 について議論をさせていただきたいというふうに思っております。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 この件は、私の意見だけで次へ参ります。

ただ、さきに戻りますけど、ソフト事業がいっぱいふえたんや、そのために事業が遅くなったんだ、そこで、このままではあかん、ここまでは私はいいと思います。せやからいうて、よっしゃ、人をふやそうということで実際に今年は事務職を19人も採用されたわけだから、私は何かそこにもっと改革というものを検討なかったのかなということについては、今の考え方と私は違う考えです。

それと、短期的なもので人が要るんだと、奈良県においてもご存じのように吉野地方で、 昨年9月の台風で大きな災害がありました。知事はこの間、1期だけですけども限定的に副 知事を今1人のやつを2人にして対応していきたい、特化していきたいというふうに言われ ています。何かもう少しほかの方法でそういうことをやっていただけたらなというふうに思 うわけです。

次、3点目に入っていきたいと思います。

に踏み切ると、こういったものでございました。

これが私のメインの今回の質問になるかと思いますので、よろしくお願いいたします。

平成24年度、今年ですね、もう来月4月から始まりますけども実施されます。市内小中学校夏休みを短縮して8月26日、2学期始業に対する葛城市としての考え方についてお尋ねをしてまいりたいというふうに思います。

この件につきましては、ちょうど1年前のこの3月定例会で学校運営規則の変更、いわゆる8月後半に授業をするということについて、他の市町村も学習要領の改定は同じですよね。授業は絶対にふやさなあかん、これはどこの市町村においても一緒なわけですよね。それは同じ条件であるのに、この夏休みを利用するというのは奈良県ではほかに例はない。なぜ、葛城市だけが夏の暑いときにということを述べました。子どもたちの熱中症は大丈夫なんですか、発育に悪影響を与えないのですか、授業に集中できるのですか、8月そういう形で授業を開始している、例えば京都府等では空調設備完備しているじゃないですか。私なりには、こんこんと申し上げました。そして、そのときの回答というものが8月下旬に教室環境の検証、調査を行うということでございました。暑さというものを調査していただいたでしょう。そして、今年の12月定例会の総務文教常任委員会協議会の中で、ここに私も属しておるわけでございますが、教育長から説明をいただきました。予定どおり8月26日から2学期授業

私にとっては、去年あれほどこんこんと言ったのにかかわらず、非常に個人的には残念で したけど、しかしながら、教育委員会の方の決定、これについては守らなければならない。 そしたらどうしたらいいのかというふうなことを考えたわけでございます。

そこで、この12月定例会のときに教育長は2点についてご説明をされて、ここに踏み切る んだと、こういう述べ方をされた。

1つは、教室環境を検証した結果、7月いうのはこれは厳しいとおっしゃった。7月下旬 というのは非常に厳しいけども、8月下旬は大丈夫やという結果を出しましたと、こういう ことでございました。

2番目は、京都府内や大阪府では大阪府の中でも交野市や門真市では、確かに空調設備が 完備されているけども、大阪や和歌山では空調設備なく夏休みを短縮して授業をされている ところがあると、その中は堺市、大阪狭山市、新宮市、この3つをご紹介されたかなと思い ます。私は3つのSやなと、こういうふうにそのとき思った。

こういったことで予定どおり夏休みを短縮して8月26日から2学期開始に踏み切ったということですけども、時間がちょっと少なくなってきました。この検証の結果についてどういうことをされたのか、簡単でいいから。例えば、何校で何日間やった、このレベルでいいからお答えいただきたいと思います。

西川議長 中嶋教育部長。

中嶋教育部長 ただいまの藤井本議員のご質問でございますけれども、昨年7月の1学期終了まで8 月の後半、1週間程度2学期開始後の10日間程度、小中学校7校におきましてそれぞれ室温 が比較的高くなると考えられる教室の温度を午前11時、午後2時に計測いたしました。8月後半は各校とも登校日が設定されておらず、教室は窓をほとんど締め切ったままの状態での室温計測でございました。その結果、8月後半の室温は9月前半のそれと比較して平均2度から3度、環境の余りよくない教室では日によって4度近く高いときもございました。

先ほど申し上げましたように、ほとんどが窓を締め切っておいた教室、さらに扇風機を稼働させていない状況における室温でございます。

ただ、昨年6月に設置していただきました扇風機を稼働させることにより、室温が1度から2度下がるとの情報を学校より得ております。授業日は終日窓を開放することから、8月後半の室温、教室温度は7月中旬、9月前半と比較して大きな違いはないものと考えております。

余談ながら教育委員会事務局でも8月後半、小学校での室温測定に立ち会わせていただきましたが、涼しいとは言えないものの、暑苦しいといった印象はございませんでした。

また、改めまして、日本気象協会による奈良県の気温観測データを確認いたしましたところ、以下のような2点が明らかになっております。

1つ目といたしまして、過去4年間について8月26日から31日までの間と9月1日から9月5日までの間の最高気温の平均を比べますと、9月初めの5日間の最高気温の方が8月末よりも高い。

2つ目といたしまして、低気温の平均については、8月末の6日間と9月初めの5日間ではほぼ同様であり、9月になって涼しくなるというものではないということでございます。

これらの結果から、8月26日から月末までの気温を9月初めの気温とでは大差ないと見て 差し支えないと考えております。

なお、2学期開始を早めたことに伴う子どもたちの健康管理につきましては、水分補給を 十分に行うこと、熱中症対策に万全を期することを従来以上に各幼稚園、学校に指導してま いりたいと考えております。

以上でございます。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 ご丁寧にありがとうございました。

教育委員会さんの方でそのように判断された、これについては私は何とも申し上げること はできませんからね。

次に、念のためにですけども教育長が先ほどおっしゃった3つのS、堺市、狭山市、新宮市ということを情報を得ましたので、私はどういうことをやられているのかなと電話で問い合わせました。

まず、堺市に電話を入れました。堺市に電話を入れるとこんな答えが出てきました。うちは夏休み違いますよ、うちは春休みと冬休みを短縮したんでっせ、1学期始業を4月8日から4月7日に早めましてん。2学期は9月1日変わりませんよ。3学期は1月8日から1月6日に早めましてん。夏休み変わってないねんね。冬休みと春休みが変わった。それでどうですか、お正月みんなで団らんしたいのに早めてもらってという苦情が保護者から来ていま

す。せやけども、夏は暑いからうちはできません。隣の高石市さんは冷房を入れてやっては んのうらやましいです、これが委員会で言われた堺市さん。

狭山市さんにも電話を入れました。狭山市さんは夏休み授業をされたんですよね、いや、違いますよ、うちは2学期制を採用しました。2学期制というのは、今はみんな3学期ですけど、1学期は4月7日から始まって、2学期を10月の第2週にするらしいです。そういうことで、少なくとも1回は始業式と終業式がなくなる。また、半日授業の数も少なくして授業時間を確保してますよ。学校運営規則として夏休みは短縮していませんよと、この答え。そしたら、我々、総務文教常任委員会の協議会で説明をされた、ここらでやってはりますよ、私は納得しましたよ。ここらでやってはりますよ、大丈夫ですよ、これって一体何なんですか。1年前にこんこんと言った子ギツネがキツネとタヌキみたいな話でしょう、違います。これを議会常任委員会の中で発表されているんですよ、いいです。

もう一つ言われたのが新宮市ですわ。私、どきどきしまして、この年になってあんまりどきどきすること少ないけども、こんだけだまされたらどうしよう、新宮市さんぐらいやってくれているやろうな、よかったですわ、新宮市さんやってはりました。平成18年度から8月26日を2学期の始業とされていました。扇風機4台入れてやりました。ところが5年間、平成18年度から5年間やったけども、検証結果、子どもたち授業にならないという結果になりまして、そやから今年から冷房を入れることにしました。中学校は入れたらしいです。次、小学校に入れようかなと思ったときに新宮市さん、台風の災害に遭うた、ここは14人、うち14人亡くなりました。小学校の子に悪いねんけども、来年度に待ってくれと言いました。これが新宮市です。

近畿でも大阪、堺市、狭山市でもこうやって夏休みに冷房を入れないでやってはりますねん、新宮市さんもやってはりますねんというて、委員会に報告された。ところがこんなことなんですよ。これを聞いてもう私単刀直入に言いますね、市長にお尋ねしたい。

教育委員会がこういう判断をされた、私は教育委員会に何も言えない部分があるから。だったら、新聞各社も奈良県初ということで掲載されてんのやから、私は冷房をつけるべきやと思います。空調を完備されて初めて奈良県初やと思います。空調を完備しなかったらこれはどこもまねしないと思う、私も確かめたけども。県内ではどこの市町村もしない、5時間目を1時間ふやして1週間に1回、その程度です。それでも1カ月4時間ふえます。夏休み等を踏まえて10時間、10カ月やったら40時間ふえます。だからそういう対応をします。高田も御所もみんなそうです。私は冷房が入らない限りは、こんなん県内初違う、どこもしないことを葛城市がやる、こうとしか受けとめていないので、市長にやるかやらないかだけで結構やからお答えいただきたい。

西川議長 市長。

山下市長 今の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、この夏休みを1週間早めて授業日にされるということで教育委員会が言ってこられました。これは、教育委員会が各学校なりPTAの皆さん方と相談をされて決められたことですから、それは尊重するべきやろうというふうに思います。

エアコンを入れたらどうやというお話でございます。試算の方を教育委員会から聞きました。設置に大体4億円、それと電気代が3カ月程度つけて400万円ぐらいかかるということで、1つの大きなやっぱり決断をしていかなきゃならない部分もあろうかなというふうに思っています。

まず、一度何年間かわかりませんけれども、検証をしてその上で必要なのかどうなのか、 また、教育委員会に違う方法がないのかということも含めてやってみていただきたいなとい うふうに思っております。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 この件については、私も小学生を持つ親です。もうこうなりますよということで通達を 出されているわけですよね。だから、親御さんなりはその準備をされているというふうに思 います。

話戻りますけど、先ほど職員採用は毎年変わるやないか、学校の2学期が毎年変わる、こんなあほなことできないから、ぜひ前向いて私は考えていただきたいというふうに思っております。

この一般質問に立つ前に、私、ここにおられる議員さんずっとこのことについては私がこんこんと言うてきましたから、このことについてはこだわっとるなということについて皆思っておられると思う。私も自分でもそう思っています。

これ、あと8分しかないけども、自分自身これで言っていること間違ってないなとまだ思っています。せやけども、人間ですからどっかに間違いがあったらあかんと思って、先週の8日、議会が9日、金曜日から始まる、8日に教育委員会の議事録というものを一度見せていただこうと、これは原則公開になっていますよね。教育委員会の会議そのものが原則公開になっているからね。議事録も公開になっている。だから、署名をさせていただいて、手続をさせてもらって開示請求をさせてもらったら出していただいた。確かに平成23年1月25日に委員会で話をされているんですね。もう既に夏休みやりますということで委員の方々からいろいろな質問をされている。このとき初めて委員の方知られたんだなというふうなことが感じ取れます。学校で夏休み中に行われる各種スポーツ等への影響はないんですかとか、幼稚園そんなんやって大丈夫ですかと、こういう初めて知ったような、初めて知らされたような会議を1月25日にされているわけですね。

教育長自身答えられている中に興味深いのがあります。県はどのように言っておられるんですかと言うたときに、教育長何て答えられているかというと、県の学校教育課長が暑い時期だからというて心配されている、せやけども基本的に市独自で決めることだという回答をいただいたから大丈夫なんだと。ここで終わったわけですけども、私はこういう形で教育委員会の方が決められたことについては、もうそれで私らはそれを真摯に受けとめ、だから学校設置者である市長に環境整備をしてくださいということをこれからも言い続けていこうと、このように思っています。

開示請求した要するに夏休み短縮の意見書類という形で署名して出させてもろうた中に、 えらい書類が出てまいりました。教育委員会が1月25日にこういう夏休みの短縮、2学期を 早めるという会議をされているんですね。私、一緒につけてもらったから一緒に読んだんだけども、それより8日前の平成23年1月17日、葛城市公立幼稚園、小中学校の学期休業日の変更についてというのが流されているんです、公文書であるんですね、これ。1月25日、教育委員会の方が初めて知って、それって大丈夫なんですか、クラブとかに弊害ないんですか。こんなん言うてはんのに、8日前の17日に葛城市公立幼稚園、小中学校の学期休業日の変更についてというこういう公文書がある。これお答えいただけますか、もし、休憩でも、わからないというんだったら、私これ、この間8日に請求したらついてきてほんまに驚いているんですけども。もし、何やったら休憩をしていただきましょうか。休憩していただけますか。

西川議長 何で。

藤井本議員 わかんないということだから。

西川議長 暫時休憩します。

休 憩 午後2時27分 再 開 午後2時28分

西川議長 会議を再開いたします。

大西教育長。

大西教育長 今ご指摘の保護者向けは1月に出させていただきましたが、その後のところに2月の教育委員会でそのことをきちっと決定させていただくという旨のことも書いて通知させていただいた、こういうことでございます。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 それであったら、こういう予定で、確かにそういう答弁しかならないんで、そういう答 弁だったら私も申し上げますけども、これはあくまでもすると、学校創立記念日を休業日と せず授業日とする、1。2は、夏季休業を7月21日から8月25日までとし、第2学期は8月26日から12月23日までとする。1については、平成23年度から実施する。2については、平成24年度から実施するとなっているじゃない。

一応、今後の予定というところに定例教育委員会において決定をします。これは確かに決定あります。もっと言いましょうか、3月議会上程にかかったときに市長に記者会見してもらいます、ここまで言っている。こんな文章が先に出ているわけですよ。

私から言うと、教育委員会が決めたのか、それともこれは、私がずうっとこれ、皆さん確かにこの件に関して私はしつこいよと思っていると、ここには私納得できない部分があったのは何かですね、教育委員会の人が初めて知って会議をされる、そんなこと大丈夫なんですかと言ってはる前にこんな書類が出ているわけでしょう。こういう大事なことを、奈良県も注目している、新聞にも載っている、こんなことがどっちが先にあるの普通、これはこんでいいんですか。

西川議長 教育長。

大西教育長 11月に出させていただきました文章は保護者向けでなくて、学校に対して私どもの計画 を示したものですから、それが出てること自身が少し私には腑に落ちないところはあります。 それは学校長と今まで協議してきた中で、こういうスケジュールになりますよ、学校長には お知りおきくださいよ、こういう話は既に保護者からはうわさとして出ておりましたので、 それを尋ねられたときにはこういう今時点でありますよということを学校長にお知らせした 文章でございます、それは。

保護者向けはですから後日になっているはずです。委員会の決定した後、一まず学期は設 定せずに長期休業を短くすると、こういうことの話をさせていただきました。

また、長期休業につきましては、委員さんの、私ども情報交換、研修の中でもちろん室温、 気温等、それから、気象等々につきましては、会議録には載っておりませんけど、事前に研 修という形で私ども情報交換をしてきた。その中で教育委員会としての1つの結論は委員さ んとして共通認識に立っておったというところでございます。

以上でございます。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 私はもう少しそれで、今、教育長がおっしゃるようなことであるならば、こういう予定で進んでいると、こういうことについて検討をするけども、ご意見をいただきたいとかいう文章ならそうでもないけども、もう記者会見しますよいうところまで、これは学校長あてに出されたということですね。私がこれ今手に入れたのは、8日に開示請求をしてそこの中に入れてくれていた、だから不思議なんだと言うてんです、前後してね。だから私を迷わせてんねん。

その中で1点だけ言いますね、こんな大事なことを、積極的な公表は差し控えるようにお願いしたい、学校にね。これ学校に出された言うんでしょう。こういうことを進めているんだ、議論しているんだということは差し控えるようにお願いしたい、こういうことこそ教育長、学校と保護者といろんなことを協議してどういうふうにやっていきましょうというのが私は葛城市の教育だと、このように思っているんですが、思っているいうかこうやっていただきたい。こういう差し控える、言うなよ、ほんでばあんといくで、記者会見してしまうでとしかとれないですよ、これ。もう時間ないからあんまりしゃべれないけど。

言いたいのは、だから、私はこれは本当に何か腑に落ちないところがあってここまできた と思っています。奈良県絶対どこもついてこないやろうというふうにも思っています。だか ら、これが奈良県初で立派な制度にするにはやはり空調設備しかないと、これをやっていた だきたいなというふうに思います。

葛城市の子どもたちだけがなぜ暑い教室でやらなあかんのか、ほかにやる方法がないんだったらそれはそれでええにしろ、ほかにやる方法があるでしょう。また変更もされて、給食の日なんかもふやしてあげると保護者の方もこれから労働につかれるときにきっと役に立つであろうし、半日授業等を動かすとか、そんな方法もあるかというふうに思います。

最後になりましたけども、この1月17日前後したということについては、これはあんまり時間なかったですけども、私は順番が逆やったと思います。まず、保護者の方の意見をもらってから教育委員会が議論するというのが普通ではなかったかなというふうに思います。教育委員会の方で一番後になっているじゃないですか。

こういうことを教育を進めていただく中で、改めていただきたいなというふうに思ってお

ります。

以上で終わります。

西川議長 これで、藤井本浩君の発言を終結いたします。

45分まで休憩いたします。

休 憩 午後2時34分

再 開 午後2時45分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、18番、白石栄一君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

18番、白石栄一君。

白石議員 議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

私の質問は、都市計画マスタープランと都市再生整備計画等についてであります。

質問の詳細は、質問席にて一問一答方式で行わせていただきます。

西川議長 白石君から質問の補完としての資料を市長に対しての提出を許可いたします。

白石君。

白石議員 まず、都市計画マスタープランの意義とその位置づけについて説明を求めるものであります。

西川議長 生野都市整備部理事。

生野都市整備部理事 白石議員の都市計画マスタープランの意義と位置づけについてご説明申し上げます。

都市計画マスタープランにつきましては、都市計画法第18条の2において定めることとされております。市町村の都市計画に関する基本的な方針のことであり、平成16年3月に策定されました奈良県都市計画区域マスタープランと市が平成18年10月に策定いたしました市総合計画に即して定めております。都市計画を進める指針として、平成19年3月に策定いたしております。

本市の自然、歴史、生活文化、産業など、地域特性を踏まえながら都市づくりの将来の姿をえがくものです。この将来の姿に向かって、土地利用や道路などの施設整備、自然環境などを生かした都市計画づくりを進めていくものであります。その役割といたしまして、3点あります。

まず、1点目につきましては、将来の目標となる具体的な都市の姿を示すということです。 2点目は、都市計画の施策を明確にし、都市計画の決定、変更の際に指針となるものであります。本市が定める都市計画は、この計画に即して行っていくものであります。

3点目につきましては、市民と行政の適切な役割分担のもとに、市民と行政が協同で進める方向を示すものであるということです。あくまで市町村の自主性にゆだねられているもので、都市計画を策定する際の青写真が都市計画マスタープランであります。都市計画を初め、将来の都市づくりに対し住民の方のご理解を求めながら、協力し合って都市づくりを進めていく手引き書としての役割を担っております。

以上です。

西川議長 白石君。

白石議員 生野理事の方からご答弁をいただきました。都市計画マスタープランは、平成2年の都市計画法改正に伴い、市町村の都市計画マスタープラン、いわゆる都市計画に関する基本的な方針の創設規定第18条の2が盛り込まれたわけであります。その規定に基づいて策定が義務づけをされました。マスタープラン自体は拘束力のある計画ではありませんが、法第18条の2第4項は、市町村が定める都市計画は基本方針、いわゆるマスタープランに即したものでなければならない、このようにしています。努めなければならないとはなっていないのであります。

拘束力のないはずのマスタープランが、実際の都市計画を縛る格好になっている一面があります。それは、市町村の都市計画の指針になるものでありますから、市町村が行う都市計画を拘束するものでなければ策定する意味がないという考えだというふうに私は思います。このことの解釈、賛否は別にして、法の趣旨は常にこのマスタープランに立ち返り、まちづくりの根拠にすることが求められているんじゃないか、このように考えています。

どのようにお考えか、改めて、今私が申しました点について所見を求めるものであります。 西川議長 生野理事。

生野都市整備部理事 今、白石議員ご指摘の18条の2の4項に、市町村が定める都市計画は基本方針に即したものでなければならないと。これにつきましては、葛城市総合計画は市の議決を得てつくられたものでありまして、その基本方針に基づきまして、都市計画マスタープランを策定いたしております。

なお、この都市計画マスタープランにつきましては、おおむね10年を目標につくる計画でありまして、基本方針に即しているとはいうものの、10年間の長いスパンの計画であります。 そして、先ほども申しましたように、住民との合意形成に基づくこと等もございますので、 当然、この期間に近隣の状況変化等によりまして住民との合意形成を図り、その中で変更は 可能なプランと考えております。

以上です。

西川議長 白石君。

白石議員 生野理事が申しましたように、当然、都市計画マスタープランそのものが、やはり自主性にゆだねられているし、住民参加の項もあるわけであります。しかし、議決された総合計画等は県の整開保の上位法をもとに、この都市計画マスタープランがつくられるということですから、先ほど申したように法の趣旨は常にこのマスタープランに立ち返りまちづくりの根拠にすることが求められているんじゃないですか、こういうことを聞いているわけで、その点だけ最後にお聞きしておきたいと思います。

西川議長 生野理事。

生野都市整備部理事 当然、市の上位計画の基本構想に基づいたものでありまして、当然、この計画 に対しましてもそれに基づいた計画をつくっておるわけでございます。

ただ、私が申し上げましたのは、住民との協同でつくり合っていく計画でございまして、 その中でプランの中で箇所的なものについては、住民合意のもとで変更もあり得るというこ とをつけ加えさせていただきたいと思います。 以上です。

西川議長 白石君。

白石議員 それはもう至極当然の話で、当然、10年もたてば社会は大きく発展もしますし、財政状況 も変わりますし、それこそ住民のニーズそのものが変わってくるわけですから、これは当然 のことであります。

しかし、私たちは、議会や議員は総合計画、それに基づくマスタープランに基づいて、やはり10年、中長期のまちづくりを目指してやっていく、こういうことが当然のことだという ふうに思っております。

その視点からさらに議論を進めてまいりたい、このように思います。

次に、平成19年3月に策定された葛城市都市計画マスタープランと、合併前の旧両町の都 市計画マスタープランとの継続性、整合性についてどのようにご認識をされているか、説明 を求めるものであります。

西川議長 生野理事。

生野都市整備部理事 都市計画マスタープランの旧町との都市計画マスタープランの継続性についてでございますが、これにつきましては、ほとんどの区域が継続性を持っております。今回は、山麓地域に限って触れていきたいと思います。

平成9年3月策定の旧新庄町の都市計画マスタープランでは、山麓地域のまちづくりの目標を自然環境を生かした農業振興と憩いの場となる地域づくりを目指すこととしております。また、平成7年3月に策定いたしました旧當麻町都市計画マスタープランでは、山麓地域に相当する二上神社口駅周辺と當麻寺周辺が設定されております。道路等の生活基盤整備と観光交通拠点整備が課題として上げられております。このような目標や課題に引き続き対応していくため、市は平成19年3月に都市計画マスタープランを策定いたしております。

なお、山麓地域のまちづくり目標といたしましては、豊かな自然、歴史、田園環境を保全、活用し、都市農村交流を進める地域づくりとし、北は花と文化財の散策エリア、南はファームリゾートエリアとして位置づけられ、地域の魅力を生かしたまちづくりを進めることといたしております。

以上です。

西川議長 白石君。

白石議員 都市計画法第18条の2の規定における都市計画マスタープランの都市計画に関する基本的な方針の意義、あるいは今議論した位置づけに基づいて旧新庄町、旧當麻町の目標や課題に引き続き対応をしていくために、葛城市は平成19年3月に都市計画マスタープランを策定して、山麓部のまちづくり目標、豊かな自然、歴史、田園環境を保全活用し、都市農村交流を進める地域づくり。北の方では、花と文化財の散策エリア、南はファームリゾートエリアとして位置づけて、地域の魅力を生かしたまちづくりを進める、このように述べられたというふうに思うわけであります。

いわゆるこれまでの議論では、まちづくりについては旧両町のマスタープランを継承して

きている、そして、整合性を持った計画として葛城市の新しい総合計画、あるいは都市計画 マスタープランがつくられてきたということがおわかりになるんじゃないかというふうに思 います。

先に進みます。

平成18年3月22日、まちづくり特別委員会に提案された山麓地域整備基本計画がございます。この基本計画について、意義やその位置づけ等々ご説明を求めたいと思います。

西川議長 生野理事。

生野都市整備部理事 山麓地域の整備基本計画についてでございますが、この計画につきましては、 地域再生計画、葛城の風土がおりなす都市農村交流を実現するための拠点となる施設やネットワーク等の整備を進める計画といたしまして、都市計画マスタープラン策定前の平成18年 3月に策定させていただいております。

なお、地域再生計画につきましては、平成16年12月に認定を受けた計画でありまして、豊かな歴史、自然環境と利便性の高い交通条件など、地域の特待を最大限に生かした安住と交流のための施設整備や仕組みづくりとして策定したものであります。

旧新庄町の都市計画マスタープランでは、山麓地域のまちづくり目標を自然環境を生かした農業振興と憩いの場となる地域づくりを目指すこととしており、また、旧の當麻町都市計画マスタープランでは、山麓地域に相当する二上神社口駅周辺と當麻寺周辺が設定されております。道路等の生活基盤整備と観光交通拠点整備の課題が上げられております。

このようなことから、山麓地域にある豊かな自然、歴史などの資源を活用したまちづくりを進めるため、山麓地域整備基本計画を策定いたしております。

具体的には、拠点等の整備方法といたしまして、健康と休養の里、地場産業振興ゾーン、 クラインガルテンと花の里、ソバの花咲く里とこの地域を結ぶネットワークといたしまして、 散策道整備を示しております。

以上です。

西川議長 白石君。

白石議員 今の生野理事の答弁でも山麓地域整備基本計画は、旧新庄町、旧當麻町の都市計画マスタープランを継承し、整合性ある計画として策定されたということであるというふうに思います。

山麓地域整備基本計画は、平成17年11月10日の臨時会で設置されたまちづくり特別委員会において、付託案件、調査案件としてこの山麓地域の整備計画は付託されました。そして、設置されたまちづくり特別委員会において、平成17年12月26日、平成18年3月22日、同じく6月9日、同じく11月20日、さらに平成19年3月2日、少なくとも5回にわたり本特別委員会で議論をされております。山麓地域のまちづくりは、旧両町の都市計画マスタープランを引き継ぎ、山麓地域整備基本計画としてまちづくり特別委員会に脈々と受け継がれてきているわけであります。

さらに、平成19年3月に策定された葛城市都市計画マスタープランに引き継がれているということは、山麓地域整備基本計画の内容と都市計画マスタープランが同一の内容になって

いるということからしても、うかがえるわけであります。

この山麓地域整備基本計画については、私は旧両町の都市計画マスタープラン、さらには 新市の建設計画、さらには新市における総合計画に基づいて新たな都市計画マスタープラン を策定するまでの準備期間に行うべき計画として策定されたのではないか、私はこのように 認識をしているわけでありますが、生野理事はこの間ずっとかかわってきたことですから、 その点、記憶を戻していただいてご答弁をいただきたいと思います。

西川議長 生野理事。

生野都市整備部理事 都市計画マスタープランの策定前の話になるわけでございますが、当然、新市になりまして都市計画マスタープランはございませんでした。その中で、総合計画自身が18年10月に策定されておりますので、それまでの間、合併16年10月からその2年間に関しましては、葛城市の都市計画を示す計画はなかったということでございます。ただ、旧新庄町は平成9年3月、旧當麻町につきましては、平成7年3月でございますので、両町10年間は有効でございますが、旧當麻町に関しましては、平成16年3月に10年の期限が来ておりました。新庄町につきましては、平成18年3月が期限ということでございまして、その中で都市計画マスタープランをつくるまでの間、それまでにまずは地域再生計画というのをつくりまして、これにつきましては2点ございます。

山麓地域の計画と、JR大和新庄駅東地区の計画の2点がこの地域再生整備計画に入れております。その中で、JR大和新庄につきましては、都市再生整備計画をつくりまして事業が完了いたしたわけでございます。なお、山麓地域に関しましては、この都市計画マスタープランを策定するまでの間の基本方針といたしまして、事業を進めていくべく山麓地域の基本方針の計画ということで策定いたしたわけでございます。

以上です。

西川議長 白石君。

白石議員 ありがとうございました。葛城市の総合計画ができて、都市計画マスタープランができるまでの2年間の間のまちづくりの基本的な計画を、この山麓地域整備基本計画においてこの計画をつくられたということだというふうに思います。

まちづくりの計画は、やっぱり先ほども言いましたが、脈々と受け継がれているということではないかというふうに思います。

次に参ります。

では、改めてお伺いをしたいと思いますが、現在、提案されている道の駅整備計画はどのような計画に基づき、どのような位置づけがなされ、その事業を具体的にどのように実施をされようとしているのか、この点、ご説明を求めたいと思います。

西川議長 石田都市整備部長。

石田都市整備部長 それでは、道の駅整備計画とその後の環境整備ということでございますけども、 道の駅整備計画につきましては、二上山、ふるさと公園、石光寺、當麻寺、竹内街道、屋敷 山公園、葛城山山麓公園などの多くの地域観光資源を有する山麓地域の整備につきましては、 旧来より引き続きまして、葛城市総合計画や都市計画マスタープランにおいて、北は花と文 化財の散策エリア、南はファームリゾートエリアとして位置づけられ、地域の魅力を生かしたまちづくりを進めることとしております。

さらに新市建設計画における産業振興を図るための地域活性化を推進するための拠点施設の整備や、平成18年作成の山麓地域整備基本計画における、本市産業の活性化を図るための地場産業振興ゾーンとしての拠点整備として位置づけされた内容のそれぞれの部分について、今回、事業を具体化していくものでございます。

道の駅関連の事業といたしましては、道の駅として求められる3つの機能となる休憩機能、情報発信機能、地域連携機能にこたえる事業が必要となってまいります。休憩、また、情報発信機能として駐車場、トイレ、情報コーナーなどの施設整備については、社会資本整備総合交付金における道路事業として、また、地域連携機能として活力ある地域づくりに取り組む、地域と連携を図る機能を有する施設を同じ社会資本整備総合交付金における、まちづくり交付金事業として取り組むものでございます。

まちづくり交付金事業につきましては、本道の駅を始め、山麓部の文化、観光拠点を含む 山麓周辺地域268へクタールの区域を設定いたしまして、大目標を産業基盤の形成と地域連 携強化として、この区域の課題に対応する整備方針と合致する事業を都市再生整備計画とし て策定し行うものでございます。

計画の具体的な整備事業につきましては、交流の促進、観光、また、産業の活性化を図るため、地域活性化の拠点となる道の駅観光交流センター、まちおこしセンター、交流広場などの整備を行い、また、交通機能の連携強化、利便性の向上を図るために山麓部の北の玄関口となる二上神社口駅前を含むこの地域の交通環境を整備し、拠点となる施設への周遊環境の整備をあわせて行う計画としております。

以上です。

西川議長 白石君。

白石議員 石田部長の方から詳細にご答弁をいただきました。

新市の建設計画における産業振興を図るための地域活性化を推進するための拠点施設の整備、あるいは平成18年作成の山麓地域整備基本計画における本市産業の活性化を図るための地場産業振興ゾーンとしての拠点整備と位置づけられる。そして、今回事業を具体化していくものであるということであります。

そこで、お伺いしてまいりたいと思います。

昨年10月25日の都市産業常任委員会に提示していただいた新道の駅の事業概要は、これは、 道の駅本体、管理棟を含め、これは国交省の事業でやりますと。さらにこの観光センターと か加工所とか直販所、これらについては農水省の補助事業でやっていきますということであ りました。事業の概要、あるいは経営分析表も添えて提案をされたわけでありますが、この 2月23日の都市産業常任委員会においては、都市再生整備計画案が新たに二上神社口の周辺 の改良、あるいは吸収源対策公園緑地の整備等、あわせて提案をされてまいりました。

これはどのような理由、経緯によるものか、まず、お伺いをしておきたいと思います。

西川議長 都市整備部長。

石田都市整備部長 この都市再生整備計画でございますけども、今、白石議員の方からご質問の中にありましたように、道の駅関連事業につきましては、国交省の補助事業と、それからあと、直販所等につきましては農水省の関係の補助事業ということで予定を立てて計画を進めてきておったわけなんですけども、この間につきましては、県の農林関係の課も入っていただきながら、葛城市が目指すものについてはこういうことですという説明をしながらやってきたんですけども、農林関係の方でいきにいきますと、いきにいく言うたら変な言い方になるんですけども、なかなかこういった補助金が見当たらないということでございましたので、何とか葛城市が目指すものをということで、都市再生整備計画を立てたものでございます。

この計画を完成することによりまして、まちづくり交付金事業ということで国交省の補助 事業ですけども、乗っていくことが可能ということでございますので、この都市再生整備計 画を立てまして、ただいま当初のご質問にお答えをいたしましたように、社会資本整備総合 交付金、まちづくり交付金事業として交付金をいただきながら今回の道の駅の拠点施設整備 を図っていこうとするものに変更をさせていただいたということでございます。

西川議長 白石君。

白石議員 部長の方からご説明をいただきました。昨今、3.11の東日本大震災等の影響によって、国 の経費の支出が切迫をしてきている、そういう状況の中、補助金が非常に要望そのものが認 められない、そういう環境になってきているというのはうかがうことができるわけであります。

しかし、昨年10月25日、そして、2月23日、4カ月ぐらいでこの方針が変わってくるということですね。しかも、平成24年度の予算には測量費や用地買収費、うまくいけば工事費も計上される予定になっているわけですね。こんな状況で実際にまちづくり交付金事業そのものが確保できるのかどうか心配をするわけでありますが、この点はどのようにお考えですか。

西川議長 都市整備部長。

石田都市整備部長 確かにご質問の中にございますように、東日本大震災によります交付金のカットというのが平成23年度でも事実ございました。12月議会では、国鉄・坊城線で要望しておりました額がついてこないということで減額措置をさせていただきまして、今回、3月議会におきましても補正予算の中で尺土駅前整備事業の方、約事業費で1億円ですけども、減額措置ということで今回、議会の方にお願いをしているところでございます。

まだ平成24年度の交付決定につきましては、大体5月から6月ぐらいにかけての決定事項 ということで、今回要望しております金額が100%ついてくるかどうかいうのはまだ今現在 の状況ではわからないということでございます。

西川議長 白石君。

白石議員 所管の部長として大変苦労されているということはよく理解できるわけであります。大体、 測量費やあるいは用地買収、年度中の補正予算まで計画をしている、そういう状況でありな がら交付決定はうんと先で、100%わからないという状況は、これは大変だなというふうに 思います。事業をやるためには、これは当然必要なことですからしっかりと対応をしていた だきたいということであります。 そして、さらに生野理事が出席をしていただいておりますので、都市再生整備事業計画 (案)に変更された、その理由、改めてもう少し詳しくご説明いただきたいと思います。

西川議長 生野理事。

生野都市整備部理事 都市再生整備計画(案)に変更した理由でございますが、これにつきましても 平成17年から J R 大和新庄駅周辺につきましても、都市再生整備計画という形で整備計画を 策定いたしまして、大和新庄駅 J R 東地区の区画整理なり、ふれあい広場、公園なり、道路 等の整備計画を行っていたわけでございます。

今回も種々いろいろな事業手法があるわけでございますが、その中で農林関係の施設に関しては国庫の補助金等が見当たらなかった、先ほど石田の方が申し上げたと思うんですけども、今回、道の駅になる部分の本体部分とあとにつきましては、まちおこしセンターなり、交流センターなり、それに付随する分につきましては、この都市再生整備計画を立案いたしまして、まちづくり交付金事業として認めていただくというわけでございます。

その中でもう1点先ほども申されましたように、今、吸収源の公園事業もこの中に入っておるわけでございますが、これにつきましては、関連事業といたしまして、同じく国交省の補助事業でございますが、このエリアの中に来年度より7カ所公園策定をする1カ所がこの山麓地域の中に入っておるという中で、この吸収源の公園事業につきましても、関連事業としてこの整備計画に乗っておるということでございます。

以上です。

西川議長 白石君。

白石議員 生野理事からご説明をいただきました。この都市再生整備計画の立案によって、社会資本 総合整備事業、いわゆるまちづくり交付金事業の採択が受けやすい、こういう判断でよろし いんでしょうか。

西川議長 生野理事。

生野都市整備部理事 この都市再生整備計画を立案して認めていただくということで、まちづくり交付金事業の採択が非常に受けやすくなるということでございます。

西川議長 白石君。

白石議員 ありがとうございました。これからまた、ちょっと変わった視点でお伺いをしてまいります。

私は、この山麓地域の整備、とりわけ中戸、寺口の岡田池周辺から県道寺口北花内線、あるいは山麓線を結ぶ法線、この地域における産業廃棄物や不法投棄された土砂等によって、その地域の景観が大きく変えられた、そういうところを何とかしてこの都市計画マスタープランや、あるいは山麓地域整備基本計画、さらにはそれを具体化する都市再生整備計画によって、できるだけ自然に帰していただき、それこそ地域住民や都市住民が憩うことのできるやはりそういう地域にしていただきたいということで、この間、29年目になりますか、訴えてまいりました。

市長に資料をお渡ししておりますが、昭和58年3月の新庄町総合計画を見ていただきたい と思います。総合計画の文化観光レクリエーションモデルというふうにはなっていますけれ ども、そこのところではなくて、真ん中の上の方に研究産業ゾーンというのがありますね。 これは、南阪奈道路、この当時できていませんけれども、南阪奈道路が設置されるというこ とを前提にやはりこの地域の活用というものも、昭和58年前から計画をされていたわけであ ります。研究産業ゾーン、クリーンな企業の誘致、それから、菊や花卉等の流通センターの 誘致とか、いろいろプランがありました。

ところが先ほど申しましたように、新庄商事によって、この地域が本当に面影がないそういう状況になってきたんですね。こういう計画があったんです。これが全く実現できなくなってきた。

さらに、平成9年3月の都市計画マスタープラン、これ市長お持ちだと思うんです。こういうものであります。これはなかなか、勇気の要る思い切ったことを書いていただいているわけです。この新庄商事によって産業廃棄物が拡散をされた、そういうところをきちっと把握をして書いているんですね。産業廃棄物不法投棄、土砂採取跡地の対策、ごみ等の不法投棄、産業廃棄物により農地造成等、これらについて、こういうマイナス面を直視してそれを都市計画マスタープランで、やはりその環境を改善していこうということであります。

その同じ都市計画マスタープランですが、山麓地域の整備構想図という形で、それぞれ防 災の措置をしていく、景観の修復を図る、適切な土地の利用をしていく、いろいろ、これは いわば大きな計画ですから具体的にどうしていくかというのは、これはそれこそ書かれてい ませんけれども、このような認識のもとにやはり都市計画まちづくりを、山麓地域でのまち づくりを進めてきたということです。

ということは、私は合併後の新市の建設計画、そして、総合計画、そして、山麓地域整備基本計画、直近の都市計画マスタープラン、これらも当然それぞれの先人たちの取り組みとあわせてその取り組みを継承して、何とか誇れる山麓をつくっていかないかんじゃないかというふうに思っています。

そこで、お伺いをしたい。

私は、そういうことをこの山麓地域整備基本計画や都市計画マスタープランでぜひ取り組んでほしいということを一般質問で何度か取り上げてまいりましたが、答弁では県とタイアップをして一市一まちのまちづくり事業としてやっていきたい、このように答弁をされてきたところであります。

その当時は、一市一まちづくりの補助事業、どういうことができたか私はわかりませんが、 現在の一市一まちづくりの補助金でこういう仕事ができるのかどうか、お伺いしたい。

西川議長 都市整備部長。

石田都市整備部長 ただいまご質問がございました、一市一まちづくりの補助金ということでございましたけども、この一市一まちづくりといいますのは、あくまでも県がやっていく事業で、午前中でしたけども、春木議員の方から一般質問もいただきまして、この一市一まちづくりについて、どういったことを今現在やっているかということをご質問の中で回答をさせていただいたと思うんですけども、先ほどもご質問の中にありましたように、葛城市は今現在、この道の駅を観光拠点としても利用していきますよということで進めているわけなんですけ

ども、この中で県の方、一市一まちづくりの中で葛城市が観光拠点としてこの道の駅を整備するのであれば、県としては一市一まちづくりを進めていく中で、その観光拠点をどういった形で整備していくのが一番ベターであるかというのを、県事業としてこの県の一市一まちづくりの事業を行っていただいているということでございまして、その補助金が市に流れてくるというものではございませんので、その辺はよろしくお願いしたいと思います。

西川議長 白石君。

白石議員 つまるところ、一市一まちづくり事業ではできないということですね。これは当然だというふうに思います。

でありますから、私はここで、旧新庄町から地域再生計画、あるいは都市再生計画に基づいてこのまちづくりを進めてきた、こういう上位計画が既に国に承認されてやってきていますね。そして、都市再生整備計画については、268へクタールって言いましたか、これだけの範囲について事業ができると、可能性が高いということであります。268へクタールの中に入っていますね。

西川議長 生野理事。

生野都市整備部理事 ただいまのご質問でございます。

山麓地域の基本計画につきまして、当然、ファームリゾートエリアというのがございます。 その中で、ファームリゾートエリアの7カ大字の梅室、山口、平岡、山田、南藤井、笛吹、 寺口の7カ大字の区長さんなり、支部長さんなりが山下市長提案により数回会議を重ねてい ただいたわけでございます。その中で、平成23年11月1日に7カ大字の区長さん、支部長さ んの中でこのファームリゾートエリアの7カ大字の方々で、葛城山麓地域協議会というのを 設立していただいたわけでございます。その後も会議を進めていただいております。

なお、今後の方向性といたしましては、この7カ大字の協議会で農地・水・環境保全の向上の活動を取り入れ、地域資源の保全など、地域を守り、考えていくことで7カ大字がお互いに連携しやすくすることを基本にということで活動を行っていただく予定をいたしております。

なお、6次産業化と申しまして、農業が農作物を生産するだけでなく、それを加工し、販売するところまでを視野に入れた事業展開をすることも目標とされております。6次産業といいますのが、農業の1次産業と加工の2次産業、流通の3次産業を全て足しまして6次産業ということでございます。

この中で当然、山麓の基本計画にもありますし、都市計画マスタープランにも山麓地域の活性化ということで計上いたしておるわけでございますので、今後、この7カ大字の方々と議論を交わしながらより有利な補助金があれば、この都市再生整備計画、大きく268へクタールも設定をいたしておりますので、今後はこの整備計画の変更なりも念頭に入れまして、より有利な補助金がつくように努力いたしてまいりたいと思います。

以上です。

西川議長 白石君。

白石議員 生野理事の方から詳しくご答弁をいただきました。この間、提起をしてきたことが旧新庄

町の都市計画マスタープランに反映をされ、それらがこの新市の建設計画や葛城市の総合計画、都市計画マスタープラン、その前の山麓地域整備基本計画にやはりつながってきている、継承されてきているということをやはりきちっと受けとめていただきたいというのが1つです。

それと、やはり議会は、まちづくり特別委員会の中で総合計画から都市計画マスタープランの策定までの間、5回にわたり議論をしてまいりました。健康と休養の里、地場産業振興ゾーン、クラインガルテンと花の里、ソバの花咲く里、あるいは散策道等であります。これらは先ほど来議論をしてきたように、やはり時代の流れとともに住民のニーズが変わってくるわけです、これは当然のことです。しかし、研修にも行き、やはりそうやって取り組んできたということをご認識していただかないと、道の駅の建設にとってもやはりこれだけになってしまうのかということになります。

そこで、お伺いをしたい。

生野理事は、2月23日の都市産業常任委員会において、先ほど申しました山麓地域整備基本計画、あるいは都市計画マスタープランに掲載されている健康と休養の里を始め、これらについては、都市再生整備計画を変更してやっていきたい、このように言いましたが、間違いありませんか。

西川議長 生野理事。

生野都市整備部理事 今回の都市再生整備計画につきましては、平成27年度までの4年間の設定でございます。その中でエリアといたしましては、北から南の端までの268へクタールを設定エリアといたしておるわけでございまして、その中で先ほど来申し上げていますように、より有利な補助等が見つかれば当然この期間で変更をしていくと。その後につきましては、新しい手法等、当然、都市再生整備計画等になろうかと思いますが、4年間の間にできれば当然変更は可能かと思います。

その後、当然補助採択等のこともございますので、都市計画マスタープランは平成28年3 月まで有効でございますので、それまでの間に今は努力してまいりたいと思います。 以上です。

西川議長 白石君。

白石議員 生野理事から明確なご答弁をいただきました。次に進みます。時間がありませんので、簡潔にいきたいと思います。

道の駅設置予定場所の上部、これは新庄商事による造成区域があります。この間の議論で 安全対策が求められてまいりました。その後の安全対策、環境整備の取り組みの進捗状況に ついてお伺いをしておきたいと思います。

西川議長 都市整備部長。

石田都市整備部長 それでは、今回の計画してございます道の駅の上部の方でございます盛り土部分についての今後の計画ということでございますけども、現在、砂防課と協議を進めているところでございます。また、1月30日には地元県議、市長、議長が今後の対策ということで、知事、土木部長に再度申し入れを行っていただきまして、協議会設置の合意がとれました。

2月22日には県の土木部長、また、砂防課、高田土木が再度現場を視察いたしまして、その後、対策協議を市の会議室で行いました。対策協議におきましては、先ほど申し上げましたように合意がとれましたので協議会を設立、この地域についての対策について今後事業の手法も含め検討していくこととしておりますので、土木関係の課だけではなく、植林による法面安定等の方法も考え、農林部局にも今後協議会に加入をいただけるよう要請してまいりたいと思っております。

また、あすでございますけども、13日午前から砂防課の方が来庁してくれますので、この 協議会設置に向け本格的に稼働してまいりたいと思っております。

西川議長 白石君。

白石議員 昨年の12月定例会からの進捗状況をお聞かせいただきました。市長や議長の、あるいは辻本先生の努力によって県が動き出したということを私も評価しております。

しかし、本事業は平成27年オープンであります。どのような手法であの地域を安全な地域として再生をするのか、具体的には私には想像ができません。私たちが具体的にこの多数の人たちが集まる公共施設として安心・安全な場所として活用される、このことは大きな、大きな命題だというふうに思います。このことがクリアできなければ、これは私はオープンできないんじゃないかというふうにぐらい思っています。

ぜひ、そのぐらいの覚悟を持って取り組んでいただきたい、述べておきたいと思います。 以上です。

次にいきます。時間がありません。

道の駅等の施設規模や運営方法、経営分析等についてであります。

平成23年11月23日に設置された、(仮称)道の駅かつらぎ設立委員会において施設配置、施設規模や運営方法等、道の駅全体にかかわる部分について協議をしていく、このように昨年の12月定例会の一般質問に対する答弁がされています。

その後、どの程度進んでいるのかお伺いをしたいと思います。

西川議長 吉川産業観光部長。

吉川産業観光部長 ただいまの白石議員の設立委員会後の執行状況についてのご質問でございます。 それについてお答えをさせていただきます。

設立委員会におきましては、平成27年4月の新道の駅オープンに向けまして、運営に当たる施設の配置、また、施設の規模、施設の内容、運営方法等の道の駅の全体にかかわる部分について協議をいただいているところでございます。23年11月28日に第1回目の設立委員会が開催され、規約等が制定をされました。また、12月定例議会以降においては、第2回の設立委員会が平成24年1月13日に開催され、施設に関する機構等について協議をいただきました。2月21日におきまして、設立委員会の役員会が開催され、運営するに当たりましての施設の配置、施設の規模、運営方法等の道の駅全体にかかわる部分についての協議をいただいております。また、運営を株式会社等の法人組織で行うための事前準備の協議も行っており、できるだけ早く株式会社等の法人組織の設立を考えております。

そして、詳細的には商工業部会、また、農業部会に分かれまして、各部会も2月10日につ

きましては、農業部会、2月17日につきましては、商工業部会が開催され、農産物の直販所、 また加工所、物産販売所等、各施設の運営に関する詳細な内容として機構に関する部分の協 議をしていただいているところでございます。

今後は、設立委員会としてできるだけ早く株式会社等の法人化組織に移行するために運営 や機構組織、内容等を協議いただき、また、各部会においても施設の内容、生産組織等の組 織体系等の確立を行っていくところでございます。

以上でございます。

西川議長 白石君。

白石議員 吉川部長の方からご答弁をいただきました。

運営や機構組織についてご議論をしていくということは、私はこれは当然十分な時間を割いてやっていただきたいというふうに思うんですが、やはり懸念することは施設の配置、施設規模、施設内容、運営方法等の道の駅全体にかかわる部門について協議をいただいて、決定をしていくというこういうことだというふうに思うんです。

先ほど来も言いましたけれども、もう既に新年度で測量や用地買収費が計上されてくるわけです。今の状況というのは、これは議会として行政の執行上、こんなことで大丈夫なのかと、これは心配をせざるを得ない、そういう状況になっているとしか言えないですね。これ大丈夫なんですか。

西川議長 産業観光部長。

吉川産業観光部長 ただいまの白石議員のご質問についてですが、今後につきましては、今、お答えをさせていただきました経営の施設の規模なり、また、施設の内容等について協議も重ねていきまして、27年4月のオープンに向けまして努めていきたいと思っております。

以上でございます。

西川議長 市長。

山下市長 この件につきましては、できるだけ早期に経営等しっかりとした母体によって戦略等を立てながら受けていけるように、こちらもさらに力を入れて努力をしてまいりたいというふうに考えております。

西川議長 白石君。

白石議員 設立委員会のメンバーの皆さんは、それぞれの分野のやはり専門家でありまして、運営の問題、経営の問題、組織の問題、そういうことについては信頼をしているわけでありますけれども、行政というのは当然、事務事業を進めるに当たって補助事業をどのように確保して進めていかなきゃならないか。さらに、会社と違うわけでやっぱり議会や委員会という二元制の中での審議機関があるわけです。こういう点をぜひご認識いただいて、早くこの施設の規模等を決めていかないとこれはできないというふうに思いますし、またおくれてしまうということになります。

あと、2問ぐらいありましたけれども、時間が参りましたので、また次の機会にお伺いを したい、このように思います。

ありがとうございました。

西川議長 これで、白石栄一君の発言を終結いたします。

15時55分から再開いたします。

休 憩 午後3時47分

再 開 午後3時55分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

最後に、9番、阿古和彦君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

9番、阿古和彦君。

阿古議員 議長の許可を得まして、私の一般質問をさせていただきます。

私の一般質問は4件です。

1つ目が、地球環境にやさしい葛城市を目指して。

2つ目が、子ども・若者育成支援事業について。

3つ目が、給食センターについて。

4つ目が、予算と事業についてです。

詳細な質問は質問席からさせていただきます。

西川議長 阿古君。

阿古議員 まず、1つ目の質問からです。

地球環境にやさしい葛城市を目指して。今回で7回目かもしくは8回目になります。一番最初に質問させていただいたのが平成19年12月議会でした。地球環境が地球の温暖化によって非常に荒れてきている。その中で、次の世代に果たしてどのような地球を残せるのかということで取り上げさせていただいたんが、平成19年12月議会でございました。その間、さまざまな質問をさせていただいておりますが、前回の平成23年12月議会の一般質問でさせていただいておりますので、それ以後の経過をご説明願いたいと存じます。

そのときに、新エネルギー導入検討委員会が開かれていなかったということに非常に驚いて質問させていただきました。それ以降、新エネルギー導入検討委員会等開かれておりましたら、その内容についてご説明願います。

西川議長 松浦市民生活部長。

松浦市民生活部長 ただいまの阿古議員のご質問にお答えしたいと思います。

本年、2月28日に新エネルギー導入検討委員会というものを開催し、そして、3点のことについて協議を行いました。その内容につきましては、まず1点目、飯田市おひさまプロジェクトについて、2点目がこれは仮称ですけれども、葛城市モデルについて。それから、3点目がメガソーラープロジェクトについてということで協議を行いました。

まず、1点目の飯田市おひさまプロジェクトについてですけれども、事務局である環境課長の方から地球温暖化防止を進める上で、太陽光発電設置事業を推進している飯田市内にある民間会社、おひさまエネルギーファンドの取り組みを参考にしてもらうため、より多くの市民の方々に太陽光発電を普及させていくための方策としてもらうために、次のようにファンドの取り組みというものを説明いたしました。

まず、ファンド会社に出資を1口10万円、50万円で毎年全国に募られる。そして、2点目

がその出資額をもとに融資を行い、市内の住宅に太陽光発電をゼロ円で設置します。設置については、市内の民間の電気関係企業の協力を受けています。

4点目が設置費については、3.5キロワットで約210から230万円を要しますけれども、ファンドから低金利で融資を受けているため、毎月1万9,800円を9年間で償還をしていきます。

5つ目が自家発電している電力を電気会社が買い取ります。

6点目が毎月の償還額に売電の電気代を充当すれば自己負担というものが安くなります。 そして、7点目として10年目からは償還がなくなるため、売電収入は全て収入になって今 後の維持補修費や家計の方に役立てられます。そういった内容の方策について説明をいたし ました。

2点目の仮称ですけれども、葛城市モデルについてということで、飯田市おひさまエネルギーファンドを参考に葛城市の基金等をうまく活用できないか、そして、活用するその理由については住民の皆さんが等しく低負担で、低コストで太陽光発電を導入できないものかというふうなことの説明をいたしました。

委員からの意見としては、設置費用が幾らぐらい要して、そして売電収入が幾らぐらい見込めるのかということの確認もされたい。そして、基金の運用には条例改正等というものが必要になると思われるので、なかなか難しいのではないか。そして、償還期間内に発電システムが作動しなかった場合の補償というものはどうするのか。そういったいろいろな意見がございました。これらについても調査し、資料収集に努めたいという環境課長の方からの返答もございました。

また、3点目のメガソーラープロジェクトについてですけれども、これにつきましては、昨年3月11日の東日本大震災に端を発した原子力不安により電力不足というものが懸念されているわけですけれども、そういった中にあって1月に市長、あるいは議長の方がシャープ株式会社片山社長さんと面談されて、その席上で電力会社が発電会社から発電電力の全量買い取り制度の単価というものが、1キロワット当たり35円から40円程度で決定する可能性の情報提供というものをいただきましたので、一旦保留にしておりましたメガソーラーシステムというものの考え方が現実味をおびてまいりました。そのことを社長さんに打診いたしますと、社長さんの方も興味を示されまして、現地調査のために社員の方々を派遣いただける運びとなったわけです。

そして、2月2日にはシャープ株式会社社員の2人の方と環境課長によって市内の2カ所の候補地を現地調査をされ、そして、また当該地でメガソーラーというものを設置した場合の概算計算もお願いをいたしまして、そして事業内容についてまだまだ検討する必要があるということでございます。

そしてまた、3月1日には市長、議長が向井ソーラー事業本部長さんと面談され、先ほど申し上げましたメガソーラーシステムの構築には技術的なことだけではなく、財政的な援助も考えていること、そして今後の法改正の状況にもよるわけですけれども、公共施設や個人住宅の屋根というものをお借りして、太陽光発電設備を設置することによりまして、メガソ

ーラー発電の可能性ということについても考えておられますということでございました。

今後は、国の状況につきましても的確に把握しながらシャープ株式会社と協議会等も設置 し、メガソーラーシステムの構想実現に向けて協議を図ってまいりたいというふうな環境課 長の方からの報告もございました。

また、太陽光設置の補助金のあり方につきましては、他の市の方が行っております1キロワット当たり5万円、上限額10万円の補助金を出すこととした場合、多額の設置費用というものは個人が一度に負担するか、分割負担するかの方法もあると思われますけれども、初期費用が多額になるということの負担を軽減するための方策としてのファンド形式について適正に実行できるか、こういったこともさらに検討を重ね、今後も引き続き設置初期費用ゼロ円方策というものを目指して、太陽光発電の設置普及について検討していきたいと思っておりますとともに、メガソーラー構想実現にも努力したいと考えておりますということで、委員会の中でもそういった話がございました。

以上です。

西川議長 阿古君。

阿古議員 12月議会の質問のそのときの答弁と重なる部分と、それとまた新たに一度中止だと言って いたメガソーラーの発電の部分が再度検討課題に上がってきているという部分の2点が大き なことかなと思います。

これ、平成23年度に何回か実はこれ質問した中で、今年度中にある一定の方向性の結論を 出したいという返答をいただいていましたので、その辺は理事者側の方からちょっと答弁、 どれぐらいのスケジュールでなりそうですか。

西川議長 市長。

山下市長 ただいま部長から答弁申し上げましたとおり、当初、葛城市独自の発電システムといいますか、メガソーラーシステムということを検討しておったものが買い取り価格が低過ぎて採算が合わないということで一旦断念をして、長野県の飯田市のモデルを見学に行き、また、それによってうちも導入を検討していこうということでやっておりましたけれども、シャープの片山社長とお話をする中で、メガソーラーの可能性がゼロではなくなってきたということと、葛城市の各個人さんの屋根とか、公共施設、例えば公民館等の屋根を事業主が借りて、そこに発電所として太陽光パネルを設置するというようなことができるようになる法律が今検討されているというお話を聞きました。

私の方からシャープの方に申し入れましたのは、シャープとともに太陽光パネルも含めて 新エネルギーを構想したまちづくりを検討するための協議会をつくりませんかというお話を 今させていただいております。シャープの方としては、太陽光パネルだけではなくいろいろ と住環境も含めた形で検討をするということで、担当部局がまだ決まらないというお返事が ございまして、決まり次第この協議会というのは設置をして、その中で葛城市とシャープと 一緒になって協議会の設置をして、新エネルギーの新しい方法等について協議をしていこう というふうに考えておりますけれども、もうしばらくシャープの方が待ってくださいという お話でございます。そのお答えをいただいて、そのお答えをいただいた上で、協議会の設置 という形になってまいりますので、今年度中というお答えをさせていただいておりましたけれども、いましばらくお待ちをいただきまして、その協議会の中でどのような方向になっていくのかということを打ち合わせをさせていただきたいと思いますので、また決まり次第ご報告をさせていただきたいと思います。

西川議長 阿古君。

阿古議員 私がお聞きしたのは、メガソーラーの話はシャープとという話、今お聞きしましたんであれですけど、ファンド形式、それはメガソーラーとはまた違う話ですね。ですから、例えば市民の太陽光パネル設置に当たって助成の方法はいろいろある。私が推奨をしたのは補助金制度ですね、1キロワット当たり各自治体、全国の約半分がもうやられているんですけど、3万円とか5万円とか、1キロワット当たりの単価はその自治体によって違いますけども、その助成をするべきではないかという、それで、理事者側のサイドは、いやいや、ファンド形式の方が好ましいんじゃないかというその意見の食い違いがあったと思うんですけども、そのことについてファンド形式の方で一応もう検討するということなんで、別にメガソーラーとは関係ない話ですから、それはいつごろされるんですかとお聞きしたんですけど。

西川議長 市長。

山下市長 このファンド形式のことにつきましても、シャープとしても各家庭にこれをつけていただきたい。同じような形で、外部団体であったり、そういうものを設置してそこが主体となってファンド形式で各家庭に太陽光パネルの設置を推進していきたいということも、シャープの会社としての方針として、そういう事業も考えておられるということでございます。

トータル的に先ほど言いました協議会の中で検討をして、葛城市にとって一番いい方法、 それを模索していきたいというふうに考えております。

西川議長 阿古君。

阿古議員 まず、じゃ、今言ったようにメガソーラーと一体のことなんやという理解の仕方を行政サイドはされているわけですね、今のお話でしたらね。

じゃ、ちょっと確認なんですけども、メガソーラーというのはどこが設置するという前提での議論をされているんですか。

西川議長 市長。

山下市長 メガソーラーにつきましては、シャープとこの間協議をしましたけれども、シャープとしては葛城市だけにその設置をお願いするものではなく、みずからもそこの費用の分担ということを含めて、設置費用も含めて拠出をしていくつもりであると、そのあたりも協議をして考えていきたいということでございます。メガソーラーの設置等につきましても、葛城市も採算性ということも考えながらどういう形で設置をしていくのが望ましいのか、そこも検討をしていきたいなと思っております。

西川議長 阿古君。

阿古議員 メガソーラーについては、非常に今の7月からの買い取り価格が決定になった時点でいろいるな企業の参入がもう今実は始まってきています。よく話題になるのはソフトバンクであったり、あるんですけども、シャープも実は全国で3カ所にもう設置を計画しています。そ

れで、この事業は要は企業としてメガソーラーを設置するんですよ。企業が設置するんです。 それに対して、各自治体はいろいろなパターンがあるんやけども、土地のあっせんですとか、 そういうようなことをしていくんですね。こういう何へクタールの土地があって、そのとこ ろをじゃ、シャープさん、お使いくださいと、それで、企業がそこにメガソーラーやから 1,000キロワット以上の太陽光パネルの発電所をつくるわけですよ。つくって、その企業は それを売電して、それで維持経費等利益を上げていくという、これが今議論の中心になって いるメガソーラー事業。

そやから、そこにじゃ、葛城市がどうかというと、葛城市がやるんじゃなくて実際にはシャープがやる事業なんですね。それで、今言うてる太陽光パネルの設置については、これは多分法律が変わらないと非常に難しい部分があるんやろうけども、個人のおうちに現実に今、企業でもやっているところはあるんですよ。初期費用8万円ぐらいであと全部出しますから、ただ、発電したところの発電量の4対1ぐらいで家庭の人にその部分のお金は、1の部分は差し上げます。そのかわり4の部分は企業の方で取りますよという、そういうことも実は取り組んでいる、せやから今言うと初期費用8万円ですわ。ただ、それで10年後にはそれをその個人のうちに返すと。ただ、契約が補助金を前提にするんですよ。

例えば、国が考えている1キロワット当たり4.8万円やったかな、の補助金、それと、各 県が持っている補助金、それと各自治体が持っている補助金を合算して差額として大体8万 円ぐらい自己負担していただいたら、後は5分の1ぐらいはご家庭の方の利益として差し上 げます。それで、その辺の率は多分いろかるんやろうと思いますけども、それはその企 業が取りますよという、そういう形式のことも始めているところもありますので、非常にこ の太陽光パネル事業というのは、電力会社の問題も原子力発電の問題も重なって非常な進展 をしていますよ。それで多分、全国的に一斉にこういう事業というのは始まっていく。これ、 近鉄なんかでも参入するという話がもうほぼ正式決定になっていますし、各企業は要は利益 計算するわけですよ。結局、どれだけの規模の発電所をつくったら1キロワット当たり何十 円あって、それで1日に何時間の、これ全部掛け算したらもう単純に出るんですよ。そうす ると、メガソーラーをつくったら年間五、六千万円ぐらいは利益出るよなというような、そ ういうような弾き方をすぐできるわけですから、そやからその中で企業参入があって、じゃ、 そこに結局はもう頼るという考え方なんですか。

私が申し上げたいのは、これ、メガソーラーというけど、例えば1,000キロワットというのはどれぐらいの分量かというと、一般家庭が大体3キロワットから4キロワットですね、乗せやるのがね。そうすると250戸分ですよ、250軒のおうちの方が屋根に乗せやったらメガソーラー1つということですよね。

それで、繰り返すようやけども、これ、念のために各県の最新の補助金の出されている受付開始ですとか、再開ですとか、受付終了ですとか、いろんなデータ、ぱっと出してみたら去年の1年間ぐらいで28ページぐらいになるんですね。これだけやられていて、それでやっぱりもう最近になったら非常にすぐこういうようなものをやると募集がいっぱいになってしまうような状況が現実に国民の意識というか、市民意識の中にあるということなんですよ。

せやから、意外と当初副市長やったかな、手厚い処置をしていきたいということやけども、 必ずしも手厚いだけでなかってもいいんと違うんかなと、その時代、時代の認識がそういう 方向性にあるわけやから。例えば、エコカー減税の場合でも何万円とか、10万円とか20万円 とかその自動車にしてみたらわずかな金額ですやん。それでもそういう具合にエコポイトな んかでもそうですよね。

そやから、そういうメリットを葛城市はやっぱり市民に供与すべきではないか。でないと、 葛城市に住んでいたらそういう自治体としての供与がなくて、それやったら、隣町に住んで いたら、そこでは補助金があって、わずかやけど、1キロワット当たり3万円とか4万円補 助金があるというその差が自治体、自治体で出てくるわけですよ。

そういうことを考えると、もう全国で半分やられているんやから、そんな大きな数字でなかってもいいから、まず、1回市民の人の判断を仰いだらいいんじゃないかなという私は気がしてならない。それを12月議会でも申し上げたところなんですけども、それとやっていただくんでしたらできるだけ早くやっていただきたい。やはり、夏の電力需要等が気になるところでもありますし、それと、今の非常にそういう意識が強い中でやっていただきたいなという気がします。

再度、いつごろから、メガソーラーの実証がそうやって協議をするというのはよくわかる んですけども、いいことやと思うんですけども、それとは別にじゃ、例えば、もうファンド 形式でいくんやったらファンド形式でいくでも結構ですから、いつごろから、これは葛城市 がやるんですか、シャープがやるんですかということですよ。僕は葛城市にやっていただき たいなという気持ちで当初から、過去何年間訴えてきたわけなんですけども、その辺の答弁 だけもう一度お願いします。

西川議長 市長。

山下市長 ずっとかみ合うようでかみ合わない議論をさせていただいておりまして、阿古議員はとに かく5万円でも10万円でもやればいいじゃないかというお話、我々としたらできるだけ多く の方々につけていただきたい。また、シャープがあるからシャープを活用した中で設置がで きる方法を考えていきたいというふうに思っております。なかなかここの考え方の溝という のは埋まるようで埋まらないというふうにも思っております。

とりあえずシャープとの協議をさせていただく中で、どのような話が出てくるかまだ予見ができない部分もありますけれども、その中でシャープがある、太陽光パネルの工場がある 葛城市だからこういうことができるんだなという方策を模索していきたいというふうに思っております。

そういう中で、各家庭に5万円、10万円のインセンティブを与えればいいんじゃないかという話があれば、またその中で検討していきたいとは思っておりますけれども、今の段階ですぐこれをつけてやりますよというところは今のところ考えてはいないと、その協議会の中で検討してまいりたいというふうに思っております。

西川議長 阿古君。

阿古議員 私はシャープと協議したらいけませんとか全く言っていないんですよ。それ当初から僕が

申し上げていたのは、葛城市にはシャープという太陽光パネルの大きな工場がある、その中で葛城市は太陽光パネル、太陽光発電について何らかのイニシアチブをとって全国に発信すべきではないかというそのことを申し上げてきたわけで、そやから、それで今現在、じゃ、どうしますかといういつごろからできますかという話を聞いただけで、僕は当初からシャープというものは非常に大切な葛城市にとって企業やという中で、何らかの取り組みをやっていただきたいということをずっと訴えてきたんですよ。そやから今の答弁はちょっと誤解を受けるんでね。できるだけ早く結論を聞かせていただきたいと存じます。

これ、当初から申し上げたのは、私の希望としては、やはりきょうなんかでも3月10日過ぎた段階で雪が降りますよね。それで、これ地球温暖化とは全然関係ないという意見の方もおられるんかもわかんないけど、温暖化やから暑うなるんやろうという意見の方もおられるんかもわかんないけど、気候が大規模化するということですよ、地球温暖化というのはね。暑いときは暑くなって、寒いときは寒くなって、その極端な気候変動が起こる。それで、雨が降るとこは極端に降って、降らないとこは極端に降らない。この気候の大規模化が起こって明らかに来ている可能性が高い。

その中でやはり小さな3万6,000の人口の自治体やけども、何とかその取り組みをしていただきたいという思いからこの一般質問というのは、当初、平成19年12月にさせていただいた経緯がありますので、どういう形でも結構ですよ、私の夢としては葛城市を空から見たときに葛城市の一面が太陽光パネルで光輝くようなそういう自治体になっていただきたいなという思いです。

1つ目の質問は以上です。

それでは、同じく継続質問で2つ目の質問をさせていただきます。

子ども・若者育成支援事業についてです。この質問も継続になっております。

これも継続させていただいていますので、これは平成21年12月議会からさせていただいて いる質問です。

子ども・若者支援につきましては、葛城市では、奈良県では最先端の取り組みをしていただいていると認識しております。その中で、内閣府事業として全国でも数少ないパイロット事業を手がけていただいております。その子・若事業の進捗状況につきまして、ご説明願いたいと存じます。

西川議長 中嶋教育部長。

中嶋教育部長 ただいまの阿古議員のご質問でございますけれども、子ども・若者育成支援事業のこれまでの取り組みでございますけれども、子どもや若者が就学や就労をせず、社会とのつながりが希薄になり、自宅以外での生活の場が失われてしまうことが大きな社会問題となっており、この状況を受け、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者を支援することを目的に平成22年に地域協議会を設立し、代表者会、実務者会議、ケース会議等を運営するとともに、支援を必要とする者の窓口となる相談業務を行うサポートルームを12月に開設し、ニート、引きこもり支援モデル事業として県の指導を受けながら、平成22年度から2カ年間委託事業として取り組んでまいりました。

まず、地域協議会の運営状況についてでございますが、平成23年度におきましては、代表者会の意見を参考に県の指導も得ながら8月に1回目の実務者会議を開催し、実務上必要な個人情報の取扱いに関する同意書等についての協議や、相談業務の状況等についての報告をするとともに、今後の運用について、各担当者による意見交換や情報交換をさせていただきました。

11月に開催いたしました第2回目の実務者会議におきましては、勉強会としてNPO法人 若者サポートステーションやまとの原田氏に講演会をお願いし、3月の代表者会で事業経過 並びに実績について報告なり協議させていただく予定であります。

地域協議会といたしまして、今後も実務者会議を中心にそれぞれの機関の役割の明確化や 活動状況についての情報交換などを検討し、協議会としての役割が発揮できますよう努めて まいりたいと考えております。

次に、相談業務の状況でございますが、現在の状況は、相談者の要望もあり、当初週1回の相談業務を平成23年10月より週4回、月曜、木曜、金曜、土曜に拡充いたしました。また、電話相談と面談を同時にできないこともございますので、サポートルーム以外に新たに當麻文化会館の3階に面談室を設置いたしました。10月から2月までの延べ相談件数が新規分13件を含み89件となり、担当曜日の異なる4名の臨床心理士が連絡ノートを活用しながら情報交換を行い、サポート体制は現在のところ構築されつつあると考えているところでございます。

以上でございます。

西川議長 阿古君。

阿古議員 内閣府のパイロット事業が2年でしたですね。ですから、一応平成22年、平成23年と1つ の区切りを迎えることやということやと思います。その中で地区代表者会議ですか、担当者 会議等を開いていただいて、その整理をしていただくということなんですけども、整理して いただいたらどういう形の成果があったのかということはまたご報告願いたいと存じます。 それと、来年度につきましてどのような取り組みになるのか、その辺を再度聞かせていた だけますでしょうか。

西川議長 教育部長。

中嶋教育部長 平成24年度の取り組みでございますけれども、現在は支援活動や相談業務を週4日間、 4人の臨床心理士により対応しておりますけれども、4日間とも同じ臨床心理士が対応でき ることが理想でございますので、相談業務内容をより一層充実させてまいりたいと考えてお ります。

また、地域協議会においても各機関と連携を取り合い、地域全体として支援に取り組むことを目指し努力してまいる所存でございます。また、既存のふたかみ教室との連携を図りながら将来社会へ出るための学習や訓練を実施したり、他の相談者とコミュニケーションを図ることができる居場所が必要であると考えることから、今後、拠点となる場所の設置につきましても、公共施設の有効利用も視野に入れ、さらに検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

西川議長 阿古君。

阿古議員 若者育成支援推進法の施行に伴って、県としてはニートの方を主体に考えた事業になってきてたのかなと思います。当初、これ零歳から30歳までを対象とした法律ですので、その中でのトータル的なサポート体制というか、相談体制をどう構築するのかというのが、今回の課題やったように思います。

そやから、その辺の達成がどの程度できたのかというのは、やはり協議会の持ち方ですとか、その辺の整理の仕方にあるのかなという気もしてます。

それと、これ幾度となく質問させていただいてた中で、人の問題と場所の問題が非常に問題としては大きいんだろうということも理事者サイドの方から答弁もいただいていますし、それで、場所の問題の検討なんですけども、できるだけ早く、例えば、2つあった施設が1つに統合されるようなタイミングですとか、そういう空き施設を有効的に活用するということも考えて、一番早いそういう計画の中でそういう場所を、要はそういう拠点となる場所があれば非常にやはり人も集まりやすいし、そのシステムもつくっていきやすい。どっか寄せ集めみたいなところでわっとやっているんじゃなくて、1つのところでそういう分野の方が集まれる、そういう拠点をいち早く整備をお願いしたいと存じます。

答弁の方でも前向きに検討をしていくという答弁をいただいておりますので、もう答弁は それで結構です。

では、3つ目につきまして、質問を移ります。給食センターについてです。

これ、従来の給食センターについてということじゃなくて、昨年3月議会以降に急速に新しい給食センターの建築の話が出てきております。それで、一番直近の総務文教常任委員会と協議会の席でもちょっと話が出てきてたんですけども、その中で私が一番気になったのは、例えば、この給食センターの建設についてどういう手順でその場所なり、そういう施設の規模なりを構築していったのかということなんですよ。

給食センターのドライ方式にします、アレルギー対策の部門をつくっていきますとか、そういう積み上げの部分ですよね、その部分が昨年3月から急に話がね。給食センターというのは以前から議論もあったんですけども、急速にそれが現実のものになったというのは、多分それぐらいの時期やったんやろうと思うんですけれども、それ以降の話やと思うんですけども、どういうくみ上げ方で教育委員会、もしくは行政サイドの方ではこの給食センターの建設について議論をされてきたのか、その経緯についてちょっと話していただけますか。

西川議長 中嶋教育部長。

中嶋教育部長 ただいまのご質問でございますけれども、給食センターにつきましては、教育委員会では老朽化等の問題から改修や建てかえ等内部で検討を重ねてまいりましたけれども、市道拡幅に伴う新庄給食センターの移転問題によりまして、平成19年11月27日付で両給食センターを統合し、最新の設備を備えた学校給食センターの建設が最善であると教育委員会としての考え方を取りまとめ、市当局に意見書を提出いたしております。

その理由といたしましては、旧新庄、當麻両町合併の当初から献立の統一が課題として上 げられておりましたが、両センターの設備の違いから献立の統一が非常に難しく、あえて統 一を図ろうといたしますと、コストの問題が避けられないということがございました。また、 當麻給食センターでは全ての園及び学校にアルミ盆を提供できるのに対し、新庄センターで は消毒保管庫の設置場所がないということから、中学校に樹脂製の盆を提供する以外は対応 できないということがございます。

また、新庄給食センターは改築後25年、一方、當麻給食センターは建築後33年が経過しており、両給食センターの設備の老朽化が目立つことから設備更新の必要に迫られております。また、両センターの調理場は床面が水にぬれた状態で作業をするウエット方式でございまして、湿度が高く、はね水による二次汚染や雑菌の繁殖などの心配がございます。文部省が定める学校給食衛生管理の基準における、床に水を流さない状態で調理するドライシステムの導入が求められております。

さらに、最近特に食物アレルギーの児童・生徒が増加しており、本市におきましてもアレルギー対応の専用調理室を設け、よりきめの細かい対応の必要性が高まっているということがございます。給食センターの建設につきましては、議会本会議を初め、委員会等で既存の給食センターの課題や新しい給食センターのあり方等、貴重なご意見をいただいておりますが、ただいま申し上げましたような点を考慮し、統合した学校給食センターを早期に建設することが望ましいとの結論に至った次第でございます。

また、財源の確保という問題でございますが、平成22年第4回定例議会におきまして、市 長が春木議員よりの給食センターの充実建替えに関する一般質問に対する答弁の中で、合併 特例債の活用について考えていかなければならないとの考えを述べさせていただいておりま す。

また、建設場所につきましては、平成23年8月10日の総務文教常任委員会の中で教育委員会として、市内のほぼ中心部に位置し、山麓線に面して給食の配送に都合がよいという理由から大字寺口1666の1番ほか2筆の土地が望ましいと申し上げております。

以上でございます。

西川議長 阿古君。

阿古議員 今の平成22年第4回ということは、ちょうど去年の今ごろということですね。平成22年というたかて、実際には平成23年3月の議会でしたですね。

それで、私がお聞きしたのは、確かに平成19年から給食センターの統合という話の中でい ろいろ議論はあったんですよ。その中でまた急遽復活してきた中で、どこでどういう議論を されたのかということを実はお聞きしたかったんですよ。

というのが、通常、行政サイドというか教育委員会も含めて何かの大きな事業をする場合、 基本計画をやっぱり検討するんですよ。それで、これ生駒の事例だけちょっと抜き出してき たんですけども、生駒の場合でしたら給食センターの更新基本計画策定委員会を設置されて、 当然その中で見識者、学識経験者、栄養管理士さん、それから保護者の代表さん、それから 学校からの代表さんとか、そういう方を集めていろいろとやはり議論をされて、どういう形 にしていくのがいいのか、そやから、積み重ねを入れていくんですね。それで、当然これ割 合とこれ短い時間でされているんですけども、基本構想から入って調査協議が入って、基本 計画が入って、基本設計が入って、実施設計、あとは建設工事、運営準備、それはもうでき 上がってからの話ですからあれなんやけど、一連の流れとしてその手順を果たして行われて いるのかというのは非常にちょっと不安になるんですよ。

というのが、例えば去年の3月の議論の中でも、場所は当初、道の駅の場所に併設するという話もでてきてた、それがある日突然、今度は寺口の土地開発公社で持っている土地に変更になったとか。そやからそういう議論で僕が気にするのは、やはり給食センターの本来の目的というのは安全でなかったらいかんわけですから、そやから安全を第一に考えた中でどういう議論の中でそういう形になっていったのかということは、やはり知らせるべきじゃないかなという気がします。

せやから、実際にその検討、行政内部でどういうふうな、例えば何月何日にどういう検討会を開いて、それでどういう具合にいきます、じゃ、どういうメンバーで話し合いました、それでどういう議論がありましたというその過程をちゃんと踏まれているのかどうか、その辺が心配なんです。

そうでないと、私なんか素人なんやけども、総務文教常任委員会の中で、じゃ、配食の処理数が果たして4,500で足りるんですか。旧の給食センターの処理能力としては、かなり載っていたもんですから、たしか幾つやとおっしゃったんですかね。新庄町が3,200食、當麻町が2,500食、5,700食から今度建設予定にするのは4,500食、現実には今2月では4,000食を超えていますね。せやからそれが、果たして4,500でいいんですかという意見を申し上げないといけなかったり、果たしてじゃ、今予定されている土地が本当に給食センターとして一番ふさわしい土地なのかというそういう議論もどこでどういう具合にされたのか、その辺の経過というのが非常に見えない。

そやから、本当にそういう行政としてとらないといけないシステム、時間はかかるんやけども、それはやはりプロの人らが、見識を持った人らが意見を出してもらって、その中でいろいろなことを検討して、積み上げていって間違いのないものをつくるということなんですよ。そやから、その過程を踏まれているのかどうかが非常に気になる。その辺はどういう具合にされてきたんですか、そういう何らかの検討委員会等はあったんですか、なかったんですか。

西川議長 教育長。

大西教育長 ここまでの経緯のことでございます。

具体的に委員会を設けて何月何日に開催したとかいうようなものを今は持ち合わせていません。

といいますのは、教育委員会だとか、あるいは建設用地等につきましての取得、あるいは 予算等々がございますから、これは教育委員会からの財政当局へのお願いとか、そういうと ころの中で検討してきたところでございます。

そのような中で、1つ1つ私どもとしましては、先ほど言いましたように平成19年に既に 統一給食センターをつくってほしいと、こういう教育委員会の結論がございましたので、さ らにその後、新たな課題も出てくるわけでございます。そんな中で、教育委員会としまして は、規定の考えとして市内の中心部のあたりで建設が出てきたと、こういうような中で道の 駅構想の中でも一度検討をいただきました。

ただ、給食単独の施設ではございませんから、いろいろな財政上のところを考えるとやは り給食センターというものについては単独事業としては非常に無理だと、こういうようなこ とでもいろいろ協議した結果ということでございます。

今言いましたように、審議会という1つの方法はあろうかというご指摘だと思いますけれども、給食センター、統合センターにつきましては、教育委員会としては既に過去にもそういう意思を決めさせていただいておるということでございまして、今後また、どういうシステムにするか等々につきましては、これはまたいろんな関係者を集めたそういうもので検討していかなきゃならんというふうに思っております。

なお、給食食数等につきましても、これは一まず委員会としましては、過去の両センターの計画段階、それから余分の分の食数、それから実際の推移等々から考えまして、今、4,500食を準備しておれば500プラスでございますけども、この分で将来的に賄えるだろうというようなことは分析に基づいて設定をさせていただいたというところでございます。以上でございます。

西川議長 阿古君。

阿古議員 やっぱり僕、行政というのは手順が必要やと思います。何というか、ある日突然ぽっと出てきてそれに向かって帳尻合わせ的にやるというんじゃなくて、積み重ねでどういう形が一番いいのかということはやはり議論をしていくべきと違うかなという気がします。決して給食センターを統合するのがいけないとか、そんな話をしてるんじゃないんですよ、過去において僕は、給食センターは統合して建てるべきやという意見を多分議場でも申し上げた記憶もありますし、それは結構なんですけども、ただ、給食センターというのは一旦建ててしまうと中の設備というのは10年ぐらいで更新していくわけですけども、その周りの箱というのは多分40年、50年と使われるもんやろうと思いますので、せやから間違いのないものをつくっていただきたい。

それで、何を最優先すべきかというたら、やはり子どもたちがいかに安全な給食を食べられるか、そやから、安全な給食をつくるにふさわしい給食センターをつくっていただきたい、そのことだけでございます。

ですから、これから具体的な協議をされるということですので、いろんな知識豊富な方が 世の中にはいっぱいおられますので、そうした人たちの意見を聞いていただいて、よりよい 給食センターの建設に臨んでいただきたいなというように思っております。

給食センターについては以上です。

それと、ちょっと関連するような形にもなるんですけども、4つ目の質問です。

予算と事業についてということで質問させていただきます。

今現在の予算編成のやり方といいますか、どういう形でされているのかということをまず お聞かせ願いたいと思います。

予算編成権というのが市長にあるということは重々理解しておりますが、その予算編成の

組み方についてのまず説明を受けたいと存じます。

西川議長 河合総務部長。

河合総務部長 ただいまの阿古議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。

平成24年度の予算編成につきましては、昨年10月28日に全、部課長を対象に予算編成の方針の説明会を開催いたしたところでございまして、その方針を通知したところでございます。方針では、国の流れ、また、そして本市の税収、それから地方交付税を初めといたします歳入面、また、新市の建設計画事業を初めといたしました歳出面から財政状況、特に年を重ねるごとに厳しくなっております財政状況を訴えた中でのいわゆる効率的な予算編成のあり方を通知したところでございまして、この方針に基づきまして、平成24年度の予算の編成をいたしたところでございます。

ご質問をいただいております予算と事業ということでございまして、いわゆる予算の積み上げにかかります過程でございます。経常的、あるいは継続的な事業、また、国・県の政策的、制度的な事業を除きます本市の政策的な事業や新市にかかわります事業につきましての予算計上にかかるまでの経緯につきましては、おおむね次のような形で意見、要望等を把握いたしまして、予算に反映をいたしておるところでございます。

各大字からの意見、要望把握といった面におきましては、大字あるいは大字の水利組合等から年間を通じて寄せられてまいります意見や要望事項、また、毎年全大字に出向いての大字懇談会での懇談を通じて述べられた意見や要望、また、定期的に開催をさせてもらっております区長会での要望事項、年間を通じて直接各課、各部署に届けられている大字からの意見、要望等々、いろんな形、場所であてがってきた意見や要望等を集約して把握をいたしておるところでございます。

また、団体層からの意見、要望の把握といった面につきましては、これも例年実施をいたしておりますタウンミーティング等を通して把握をいたしておるというところでございます。また、全市民の皆さんを対象とした意見、要望を集約といった面につきましては、ホームページのメールボックス、また、新庄・當麻庁舎に設置をいただいておりますご意見箱等を通じまして、また、インターネットや紙ベースでその声を聞かせていただいているというところでございます。

構想や計画策定にいく際には、事前に案を示しまして、市民皆様の意見を公募で求めるパブリックコメントの手続をとるなど、できる限り多くの市民の皆さんの意見や要望等が市政に反映できるようにと、その声をいただける機会を持たせていただいているところでございます。

加えて既存事業のいわゆる効果、評価でございますが、それにつきましては、事務事業の 市民判定会を通して市政に反映しているというところでございます。これら集まりました意 見、要望等につきましては、庁議を初めといたしまして、諸会議でその都度対応の方向、予 算化の是非、また、国・県の補助事業に乗れるかどうか、特定財源がない場合、市単独でも 事業実施が必要なものなのかどうか、また、緊急性はあるのか、それとか年次的な位置づけ はどのようにするのか等々、十分協議、検討いたしまして、その方向づけの決定を行い、予 算に反映をさせてもらっている現状でございます。

国の流れ、市民ニーズの変容等々、すばやくキャッチをした中で葛城市が真に求められている予算、新市建設計画事業といった大きな柱ともなる事業に継続的な事業、市民皆様方の意見や要望を反映させてもらった中でのハード、ソフトそれぞれの事業を盛り込んだ事業予算の編成を行っているところでございます。

以上でございます。

西川議長 阿古君。

阿古議員 大体流れはわかりました。何か大切なこと1つ抜けていませんか。私たち議員というのは、 市民の代表として議会に寄せていただいているんですよ。それで、市民の代表としてこうい うことどうですかとか、いろんな政策であったり、施策やとか提言させていただいているわ けですよ、その部分が抜けていませんか、再度、もう一回答えてください。

西川議長 総務部長。

河合総務部長 ただいまご質問のとおりでございます。議員各位におきましても、同じように市政の 方に反映をさせていただいているということも十分承知をいたしておりますので、ご理解を いただきたいと思います。

以上でございます。

西川議長 阿古君。

阿古議員 承知したったら、忘れやんといてくださいね。

ちょっとおっしゃっている意味わかるんですよ、せやから各大字会を年間通してやられているというのもわかるんやしあれやけど、以前は大字がある一定の時期に例えばヒヤリングやないけども、行政サイドの方がどうですかというような意見を聞かれていたような機会もあったように思うんですけども、その辺は今現在はあるんですか、ないんですか。

西川議長 総務部長。

河合総務部長 今現在のところは、そういうものは持ち合わせておらないわけでございますけども、 先ほどからも申し上げておりますように、いわゆる各大字からの意見、要望と申しますのは、 いわゆる大字、あるいは水利組合等からの要望、あるいは大字懇談会等の要望、意見等を集 約いたしまして、それを集約した中で内容等を諸会議において検討をしていると、そういう ような形で最終的には予算に反映をさせていただいているというのが今は現状でございます。 以上でございます。

西川議長 阿古君。

阿古議員 できるだけそういうある一定の時期、予算というのは年間通して、例えば要望を受けたかて実際には補正なんか組まんとできない話なんで、もう年間通してのスケジュールが決まっているわけですから、ある一定の時期にやっぱりそういう機会というのはもし今そういう形が変わっているんやったら、そういう形も1つの検討として復活していただくような可能性も模索していただきたいと存じます。

それと、やはり、ぽっと何か今まで聞いたことない事業が上がってきたりするのが非常に 気になっています。いろんな理由があるんやろうと思うんですけども、これもさっきの給食 センターの話もあれやし、非常に気になるところなんですけども、行政というのはやはり積み上げですから、本来の流れというのは、確かに時間がかかってよくないんやけども、逆に言えば間違いのない事業になるという、結果的にそうなることもありますので、ですから、いろんな議論をする場であるとか、例えば公開をするとかいうことがこれから考えていっていただきたいと思います。

市民に開かれた行政でなかったらいけないというのは、これ地方自治体の一定の方向性や と思いますので、これから予算編成の場も公開できるような、そういう手法を将来的に模索 していっていただいたらと存じます。

そのことにつきましては、大学の先生なんかもいろんな文章が書かれていますけども、大変なことやと思いますけども、やはり市民にとって市民のためのというのであれば、そういうふうな面倒な手続も丁寧にとっていただく、そういうことを考えていっていただきたいと存じます。

もう時間になりましたので、私の質問は以上になります。継続質問につきましては、今後 ともまた継続することがありますが、面倒がらずに返答のほどよろしくお願いいたします。 以上です。

西川議長 これで、阿古和彦君の発言を終結いたします。

これで一般質問を終わります。

本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

本会議第2日目、3日目の2日間で予定しておりました一般質問が本日終了したため、あす、開催予定の本会議第3日目を休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長ご異議なしと認めます。

よって、あすの本会議第3日目は休会とすることに決定いたしました。

次の本会議は3月28日、午前10時から再開いたしますので、9時30分にご参集願います。 なお、14日から23日までの間、各常任委員会及び特別委員会がそれぞれ開催されますので、 委員各位におかれましては、審査をよろしくお願い申し上げます。

本日はこれにて散会をいたします。

散 会 午後4時54分